

平成30年度環境省大臣官房環境計画課委託

平成30年度「2018年度から2019年度までの地方公共団体実行計画
策定・管理等支援システムのプロジェクト管理支援及び政策的助言等」
に係る委託業務

平成30年度地方公共団体における 地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書

平成31年3月

株式会社 野村総合研究所

目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の方法	1
3. 調査対象	2
4. 調査内容	3
5. 回答状況	3
6. 分析結果についての留意点	3
第2章 施行状況調査結果の概要	4
1. 本章の構成	4
(1) 調査結果のPDCAサイクルに沿った分類	4
(2) テーマ型分析	4
2. 地方公共団体実行計画（事務事業編）	5
(1) Plan	5
(2) Do	9
(3) Check	13
(4) Act	18
3. 地方公共団体実行計画（区域施策編）	20
(1) Plan	20
(2) Do	26
(3) Check	32
(4) Act	37
4. テーマ別分析	39
(1) 地域エネルギー事業の実施状況	39
(2) 気候変動適応に関する取組状況	41
第3章 施行状況調査詳細	43
1. 基礎情報	43
(1) 団体区分	43
(2) 団体内の体制	44
(3) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況	49
(4) 一部事務組合及び広域連合の事務内容	53
(5) 地域エネルギー事業の実施状況	55
2. 事務事業に関する事項	59

(1)	実行計画（事務事業編）の策定・改定状況	59
(2)	実行計画（事務事業編）の目標設定と対象	83
(3)	実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み.....	94
(4)	事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況	100
(5)	事務事業に関する吸収源対策の取組状況.....	102
(6)	地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況	105
(7)	実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等.....	109
(8)	実行計画（事務事業編）の見直し.....	123
(9)	地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んで いるもの	131
(10)	算定対象となる施設の把握	133
(11)	地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設	140
(12)	再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況.....	150
(13)	温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組.....	155
(14)	職員に対する取組.....	156
3.	区域施策に関する事項	162
(1)	実行計画（区域施策編）の策定・改定状況	162
(2)	実行計画（区域施策編）の目標設定と対象	182
(3)	実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み.....	273
(4)	区域施策に関する吸収源対策の取組状況.....	277
(5)	国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況 ...	281
(6)	地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り 組んでいるもの	296
(7)	実行計画（区域施策編）の点検の実施状況	298
(8)	実行計画（区域施策編）の見直し.....	313
(9)	エネルギー事業者からのデータ提供	321
4.	その他地球温暖化対策に関する事項	332
(1)	現在実施している地域の地球温暖化対策・施策	332
(2)	気候変動適応に関する取組状況	336
5.	意見・要望	345
(1)	実行計画の策定・改定のために必要な行政支援.....	345
(2)	ウェブを利用した調査形式に関する意見・要望.....	353
(3)	環境省に対する意見、要望.....	354

参考資料

参考１．団体別の策定状況と最新の地方公共団体実行計画名称一覧

（１）地方公共団体実行計画（事務事業編）

（２）地方公共団体実行計画（区域施策編）

参考２．調査票

はじめに

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に我が国が国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定した。同計画は、我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにしている。また、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が今後の地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものである。

併せて、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの国の方針に基づき、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進するために、地球温暖化対策推進法が一部改正され、平成 28 年 5 月 27 日に公布・施行された。

「地方公共団体実行計画」（通称「事務事業編」及び通称「区域施策編」の二つから構成）は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められている。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）により地球温暖化対策推進法第 21 条が適用又は準用されている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が、「地球温暖化対策計画」に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である。これは、全ての都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合に策定が義務付けられている。

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）が、「地球温暖化対策計画」に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画である。全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられている。また、その他の市町村（特別区を含む。）についても、策定・実施に努めることが期待されている。

このため、環境省では、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況等を毎年度調査しており、今般、平成 30 年 10 月 1 日現在の調査結果を取りまとめた。

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、地方公共団体における地方公共団体実行計画の策定及び計画内容の高度化等の促進を図るため、地球温暖化対策推進法の施行状況の実態を把握するものである。具体的には、地方公共団体実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等の調査・分析を行い、その結果を地方公共団体等に活用可能な形で提供することを目的としている。

2. 調査の方法

地方公共団体実行計画の策定状況等を調査する方法として、アンケート形式による調査を行った。

また、調査対象団体の負担軽減や調査票の回収を円滑に行うことを目的として、ウェブサイトでの調査方法を採用した。調査は、①事前登録と②施行状況調査の2段階で行った¹。ウェブサイトによる回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下のとおり。

- 実施期間

- ① 事前登録 : 2018年10月1日から2019年2月22日まで

- ② 施行状況調査 : 2018年11月8日から2019年2月22日まで

- 配布方法

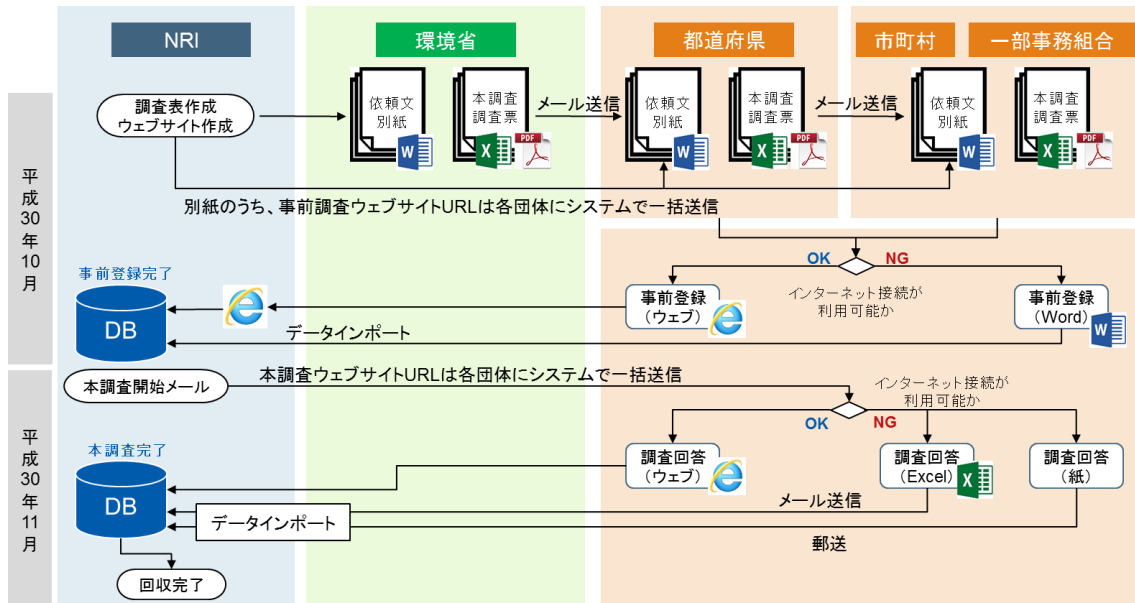
環境省地方環境事務所を通して、地方公共団体へ依頼文・IDリスト等を配布した。市町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは都道府県を経由した。

- 回収方法

- ウェブサイト、電子メール又は郵送により回収

¹ 平成30年度施行状況調査は、平成29年度施行状況調査と同様に、ウェブサイトでの調査を事前登録と施行状況調査の2段階に分けて実施している。調査対象団体の地球温暖化対策の担当部局・担当者は平成29年度施行状況調査時点から変更の可能性があるため、当該年度における各調査対象団体の担当部局・担当者の連絡先（電子メールアドレス等）を事前登録で確認した上で、施行状況調査に回答するためのURLを事前登録アドレスに対して送信している。

図表 1 調査フロー



3. 調査対象

都道府県及び市町村（特別区含む。）1,788 団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,585 団体の合計 3,373 団体を調査の対象とした。

図表 2 都道府県及び市町村（特別区含む。）の団体区分ごと対象団体数一覧

団体区分	対象団体数
都道府県	47
政令指定都市	20
中核市	54
施行時特例市	31
上記以外の市町村（特別区含む。） ²	1,636
合計	1,788

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）は、「全国地方公共団体コード」の「一部事務組合等コード」（平成 30 年 4 月 1 日現在）に記載されている 1,585 団体（同じ団体名称で「普通会計分」と「事業会計分」に分かれている団体については、一団体一回答とするため「事業会計分」を除いている。）を対象

² 本報告書では、政令指定都市・中核市・施行時特例市の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が大きい市」、政令指定都市・中核市・施行時特例市に該当しない市区町村の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が小さい市区町村」と表記している。なお、厳密には、中核市や施行時特例市には該当しないが、それと同等規模の団体も存在する点に留意する必要がある。

とした。しかし、調査開始後に他の団体と統合された団体、制度上廃止となっている団体、解散が確認された団体が 6 団体あったため、最終的な調査対象は 1,579 団体となった。このため、最終的に調査対象としたのは 3,367 団体である。

4. 調査内容

以下の 5 項目に関する設問を設定し、都道府県及び市町村（特別区含む。）については次の①～⑤の 5 項目、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）については次の①、②及び⑤の 3 項目について調査を行った。

- ① 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ② 事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③ 区域施策における地球温暖化対策に関する事項
- ④ その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤ 意見・要望

このため、基本的に①②⑤は全ての団体を対象としている一方、③④は都道府県及び市町村（特別区含む。）のみを対象としている。ただし、設問の内容によっては、実行計画の策定団体のみを対象とするなど、設問に応じて母集団が異なっている点に留意されたい。

5. 回答状況

- ① 事前登録では、調査対象 3,367 団体のうち 3,354 団体（回答率 99.6%）から回答を得た。
- ② 施行状況調査では、調査対象 3,367 団体のうち 3,341 団体（回答率 99.2%）から回答を得た。

6. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- 構成比及び割合は、小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位までの値で表記しているため、全ての値の合計が 100%にならないことがある。
- 人口規模については、平成 30 年住民基本台帳（総務省統計局）の平成 30 年 1 月 1 日時点の人口を参照した。

参考： http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000148.html

第2章 施行状況調査結果の概要

1. 本章の構成

本章「施行状況調査結果の概要」では、事務事業編及び区域施策編の調査結果の概要を PDCA サイクルに沿った形で示し、次に特定のテーマに沿った分析を行っている。

(1) 調査結果の PDCA サイクルに沿った分類

地方公共団体実行計画の事務事業編及び区域施策編は PDCA サイクルを基に推進されていることから、本調査の結果についても事務事業編と区域施策編に分け、それぞれを PDCA サイクルに沿った形で概要を示す。

図表 3 PDCA サイクルに沿った分類

	事務事業編	区域施策編
Plan	・ 策定・改定状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 共同策定の検討状況	・ 策定・改定状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 排出量の算定で困難だったこと ・ 策定又は改定過程で困難だったこと ・ 共同策定の検討状況 ・ 直近の目標設定の有無
Do	・ 実施・進行管理を円滑に行うための取組 ・ 各種措置の実施状況（再生可能エネルギーの導入、吸収源対策、物品購入の配慮に係る事項）	・ 進捗管理を協議・審議する場 ・ 各種対策・施策の実施状況（吸収源対策、再エネ施設に係る固定資産税減免、地域金融機関等との連携、報告・計画書制度等の整備・運用、低炭素型の都市・地域づくり、他団体との広域的な協調・連携） ・ 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策
Check	・ 実施状況に関する点検のタイミング ・ 点検の対象 ・ 推進過程で困っていること ・ 点検結果・評価の公表方法 ・ 直近の進捗状況に係る評価 ・ 中間見直しの予定の有無	・ 策定後の排出量の算定や対策・施策効果の把握の状況 ・ 進捗評価結果の公表方法 ・ 進捗評価結果に係る評価、順調・困難な要因 ・ 推進過程で困っていること ・ 中間見直しの予定の有無
Act	・ 計画期間終了後の円滑な改定 ・ 点検結果の活用	・ 計画期間終了後の円滑な改定 ・ 点検結果の活用

(2) テーマ型分析

テーマ型の分析として、「地域エネルギー事業の実施状況」及び「気候変動適応に関する取組状況」について、概要を記述する。

2. 地方公共団体実行計画（事務事業編）

（1）Plan

1) 平成30年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

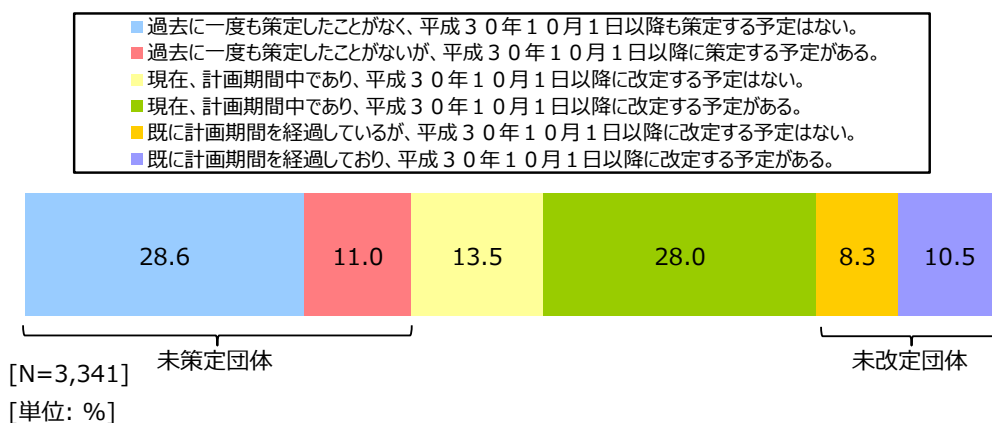
実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、回答団体全体の41.5%である。

回答団体全体の39.6%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、全体の11.0%は今後策定予定があると回答しているが、28.6%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の18.8%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、全体の10.5%は今後改定予定があると回答しているが、8.3%は改定する予定がないと回答している。

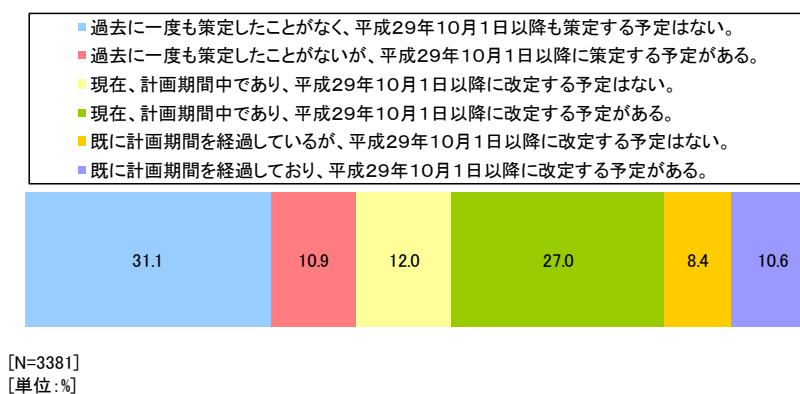
なお、未策定団体は昨年度の42.0%から2.4%減少、未改定団体は昨年度の19.0%から0.2%減少した。

図表4 平成30年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況



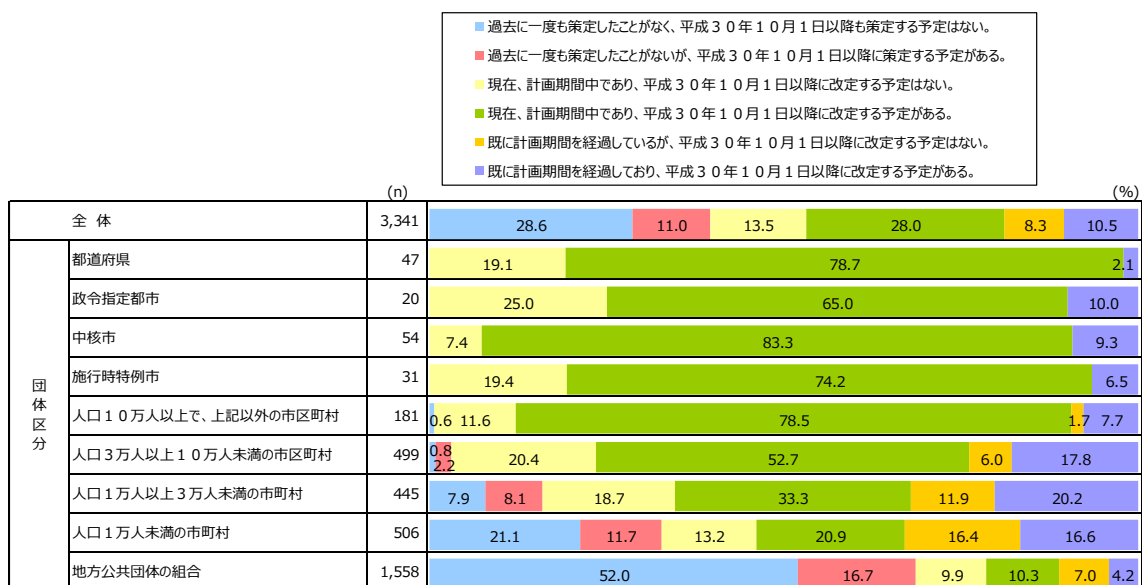
図表5 平成29年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、「人口１～３万人未満の市町村」の 16.0%、「人口１万人未満の市町村」の 32.8%、「地方公共団体の組合」の 68.7%が未策定団体である。

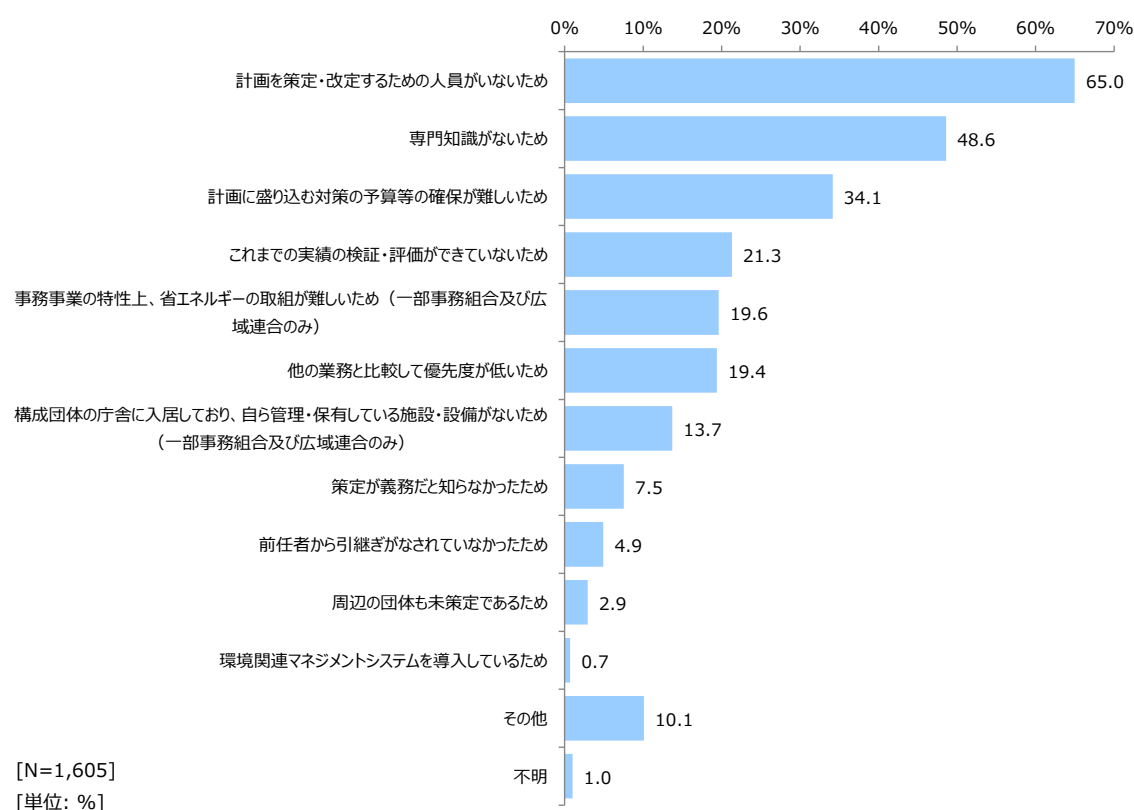
図表 6 平成 30 年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況
【団体区分別】



2) 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員がいないため。」(65.0%)が最も多く、「専門知識がないため。」(48.6%)、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」(34.1%)、「これまでの実績の検証・評価ができていないため。」(21.3%)、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。(一部事務組合及び広域連合のみ)」(19.6%)と続く。

図表 7 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

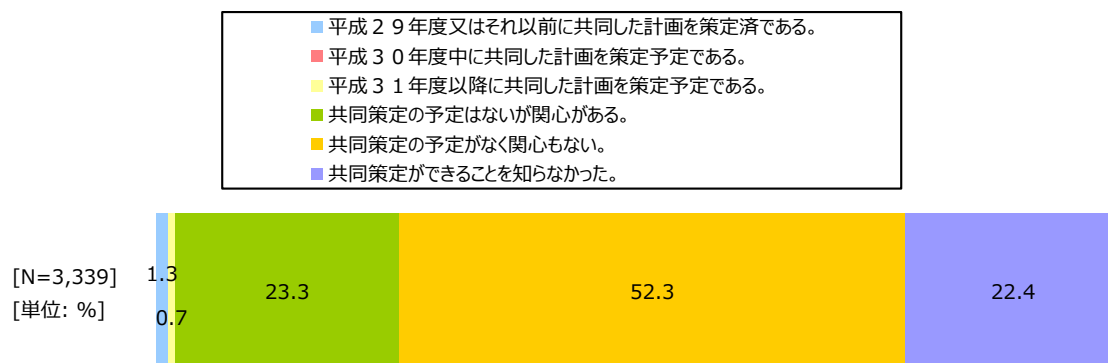


3) 事務事業編の共同策定の検討状況

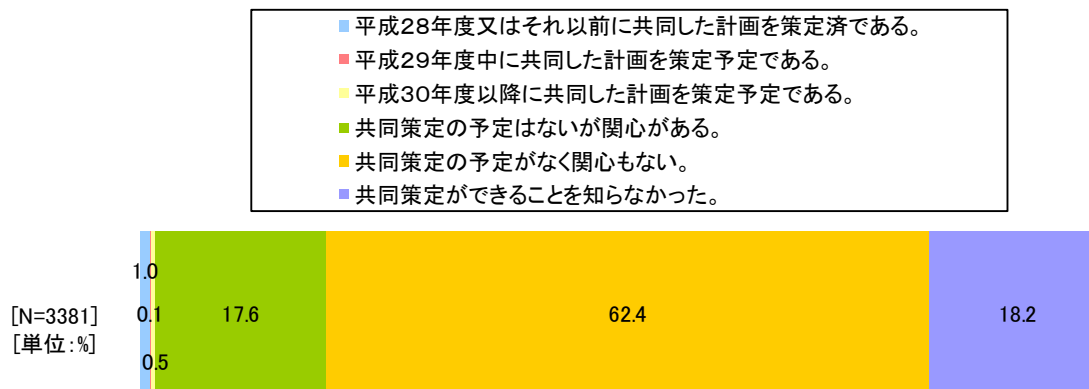
回答団体全体では、「共同策定の予定がなく関心もない。」(52.3%)が最も多く、「共同策定の予定はないが関心がある。」(23.3%)、「共同策定ができることを知らなかった。」(22.4%)と続く。

なお、昨年度調査と比べ、策定済又は策定予定の団体は 1.6%から 2.0%に増加、「共同策定の予定はないが関心がある。」と回答した団体の割合は 17.6%から 23.3%に増加した。一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体の割合も 18.2%から 22.4%に増加しており、制度の周知が課題となっている。

図表 8 事務事業編の共同策定の検討状況

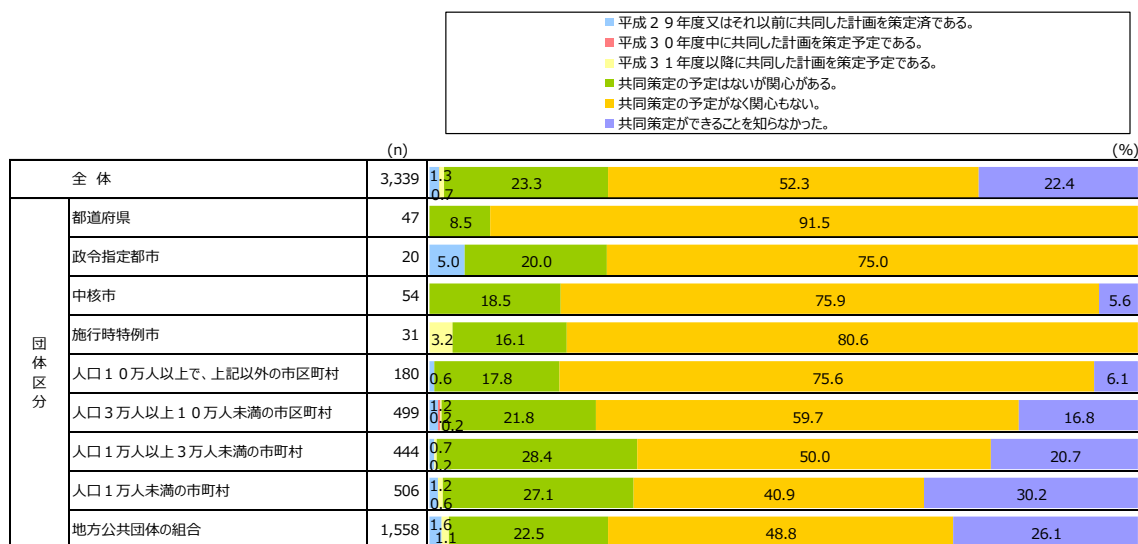


図表 9 事務事業編の共同策定の検討状況【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村や地方公共団体の組合において、共同策定に対する関心が高い一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体も多い。

図表 10 事務事業編の共同策定の検討状況【団体区分別】

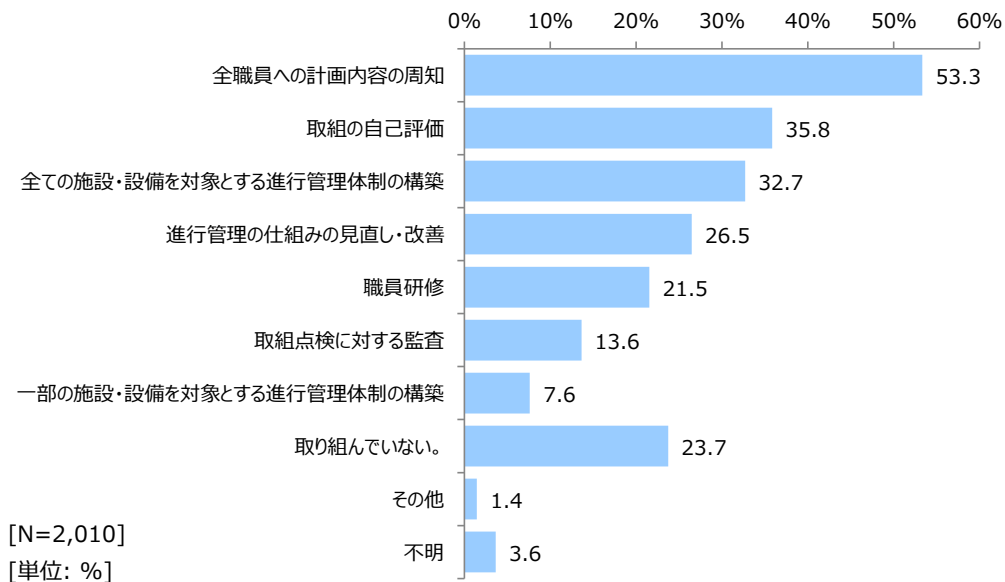


(2) Do

1) 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものとしては、「全職員への計画内容の周知」(53.3%)が最も多く、「取組の自己評価」(35.8%)、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」(32.7%)、「進行管理の仕組みの見直し・改善」(26.5%)と続く。

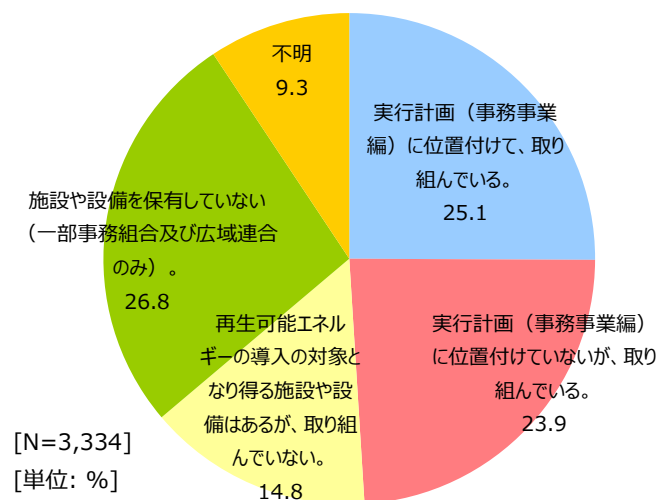
図表 11 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために
取り組んでいるもの



2) 再生可能エネルギー導入の取組状況

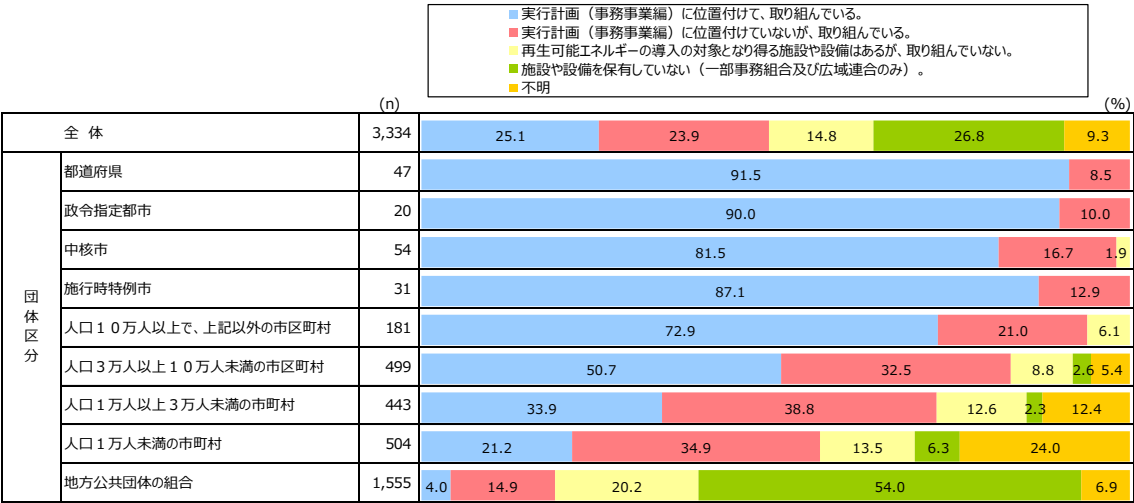
回答団体全体における再生可能エネルギー導入の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」と回答した割合は 25.1%で、昨年度の 23.9%から 1.2%増加した。「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した割合は 23.9%で、昨年度の 23.6%から 0.3%増加した。

図表 12 再生可能エネルギー導入の取組状況



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」、小規模な市町村では「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」の割合が高い。一方、地方公共団体の組合では「施設や設備を保有していない。」の割合が最も高い。

図表 13 再生可能エネルギー導入の取組状況【団体区分別】



都道府県・市町村（特別区含む。）における再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を見ると、都道府県・市町村（特別区含む。）に関しては、どの団体区分においても概ね9割以上の団体が「太陽光発電」を導入している。その他のエネルギーに関しては、政令指定都市において導入している割合が高い。

図表 14 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【団体区分×エネルギー種類別】

	n	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱利用	地中熱利用	雪氷熱利用	バイオマス熱利用	廃棄物熱利用	温泉熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用
全 体	1,418	95.7	13.2	7.8	0.6	6.8	9.2	2.2	13.3	10.6	1.7	11.7	10.5	1.4	2.5	2.7
都道府県	45	97.8	37.8	35.6	0.0	22.2	2.2	2.2	26.7	20.0	4.4	33.3	4.4	6.7	17.8	11.1
政令指定都市	20	100.0	80.0	65.0	0.0	50.0	85.0	0.0	75.0	40.0	5.0	30.0	75.0	0.0	10.0	25.0
中核市	53	100.0	39.6	30.2	1.9	24.5	69.8	7.5	52.8	28.3	5.7	18.9	47.2	1.9	15.1	3.8
施行時特例市	31	100.0	25.8	29.0	0.0	32.3	54.8	6.5	25.8	19.4	6.5	12.9	32.3	6.5	3.2	9.7
人口10万人以上であって、上記2～5以外の市町村	179	99.4	25.1	8.4	0.0	9.5	23.5	5.0	28.5	11.2	1.1	11.2	25.7	0.0	3.9	3.4
人口3万人以上10万人未満の市町村	452	97.8	10.4	5.3	0.7	4.4	3.1	2.2	10.6	10.2	0.2	10.8	8.2	0.9	1.1	2.7
人口1万人以上3万人未満の市町村	345	95.1	5.5	3.2	0.9	1.7	0.3	0.9	3.5	8.4	2.0	6.1	2.6	0.6	0.6	0.0
人口1万人未満の市町村	293	89.1	4.8	2.4	0.3	3.4	0.7	0.7	4.8	6.1	2.0	14.0	1.7	2.7	0.7	1.7

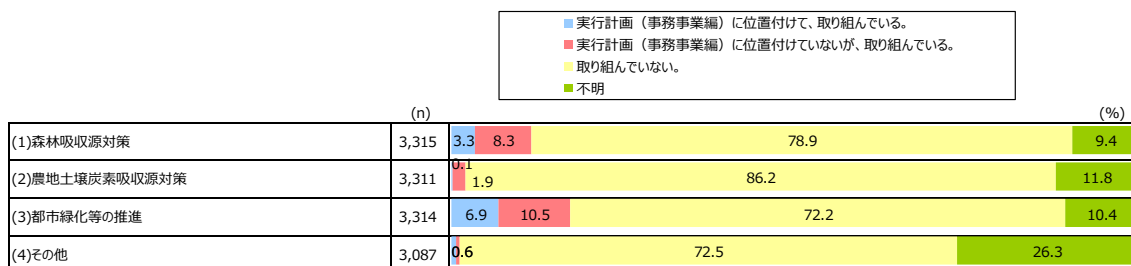
3) 吸収源対策の取組状況

「森林吸収源対策」に取り組んでいるのは回答団体全体の 11.6%で、昨年度の 10.8%から 0.8%増加した。

「農地土壌炭素吸収源対策」に取り組んでいるのは回答団体全体の 2.0%で、昨年度から変化はなかった。

「都市緑化等の推進」に取り組んでいるのは回答団体全体の 17.4%で、昨年度の 16.7%から 0.7%増加した。

図表 15 吸収源対策の取組状況



4) 物品購入の配慮に係る事項の取組状況

「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」に取り組んでいるのは回答団体全体の 20.3%で、昨年度の 19.0%から 1.3%増加した。

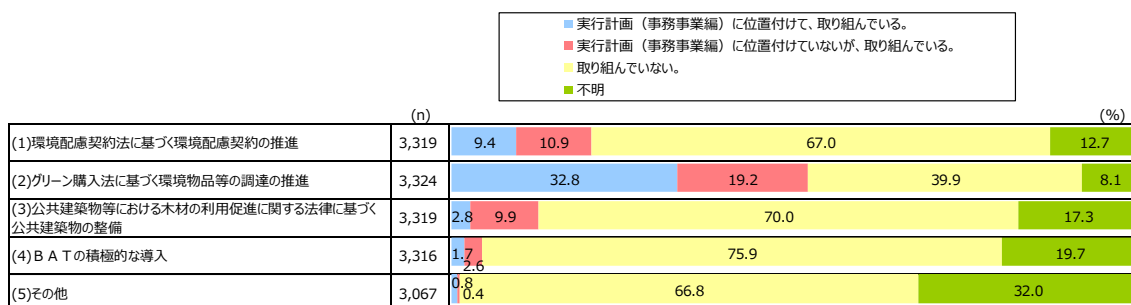
「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進」に取り組んでいるのは回答団体全体の 52.0%で、昨年度の 50.0%から 2.0%増加した。

「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備」に取り組んでいるのは回答団体全体の 12.7%で、昨年度の 11.5%から 1.2%増加した。

「BATの積極的な導入」に取り組んでいるのは回答団体全体の 4.3%で、昨年度の 4.2%から 0.1%増加した。

注)「BAT（Best Available Technology）」とは「利用可能な最善の技術」の略称で、環境対策を行うにあたり、その時点で考えられる最も優れた技術や設備を選ぶ考え方を指す。

図表 16 物品購入の配慮に係る事項の取組状況

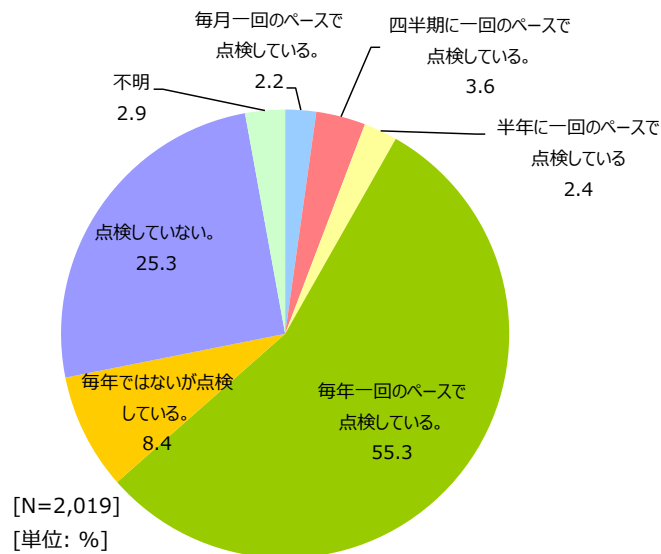


(3) Check

1) 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

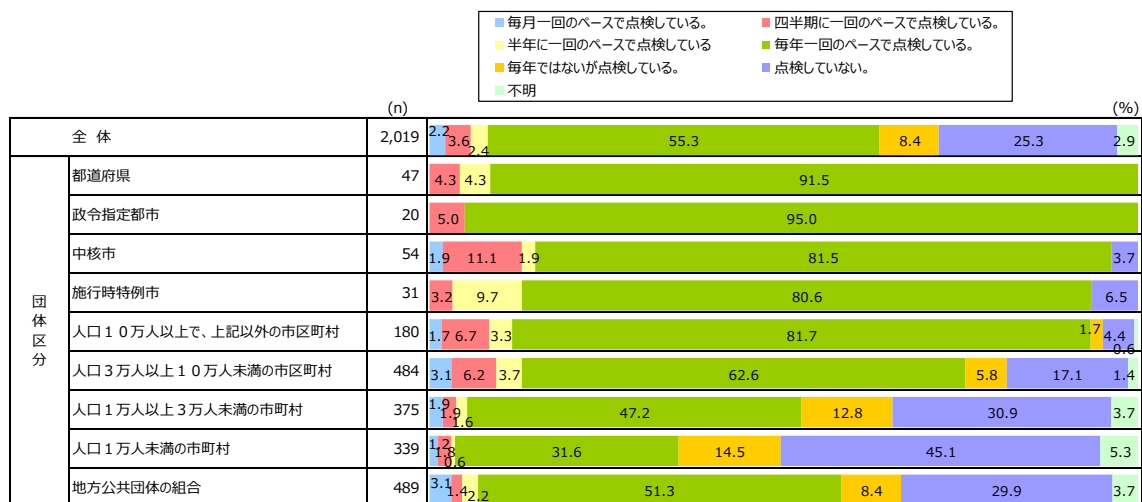
事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況に関する点検のタイミングは、「毎年一回のペースで点検している。」(55.3%) が最も多く、「点検していない。」(25.3%)、「毎年ではないが点検している。」(8.4%) と続く。

図表 17 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング



地方公共団体の区分別に見ると、「毎年一回のペースで点検している。」団体が多いが、小規模な市町村や地方公共団体の組合では「点検していない。」と回答した団体も相当数存在する。

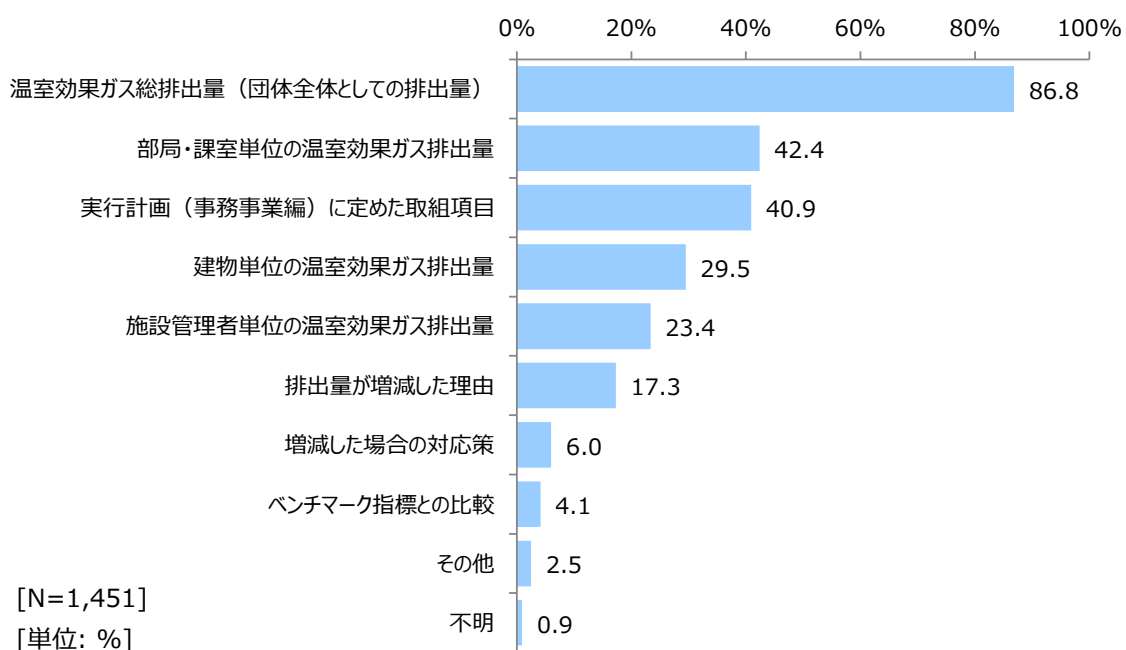
図表 18 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング
【団体区分別】



2) 事務事業編における点検の対象

事務事業編の点検を行っている団体において、点検の対象は、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」（86.8%）が最も多く、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（42.4%）、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（40.9%）、「建物単位の温室効果ガス排出量」（29.5%）と続く。

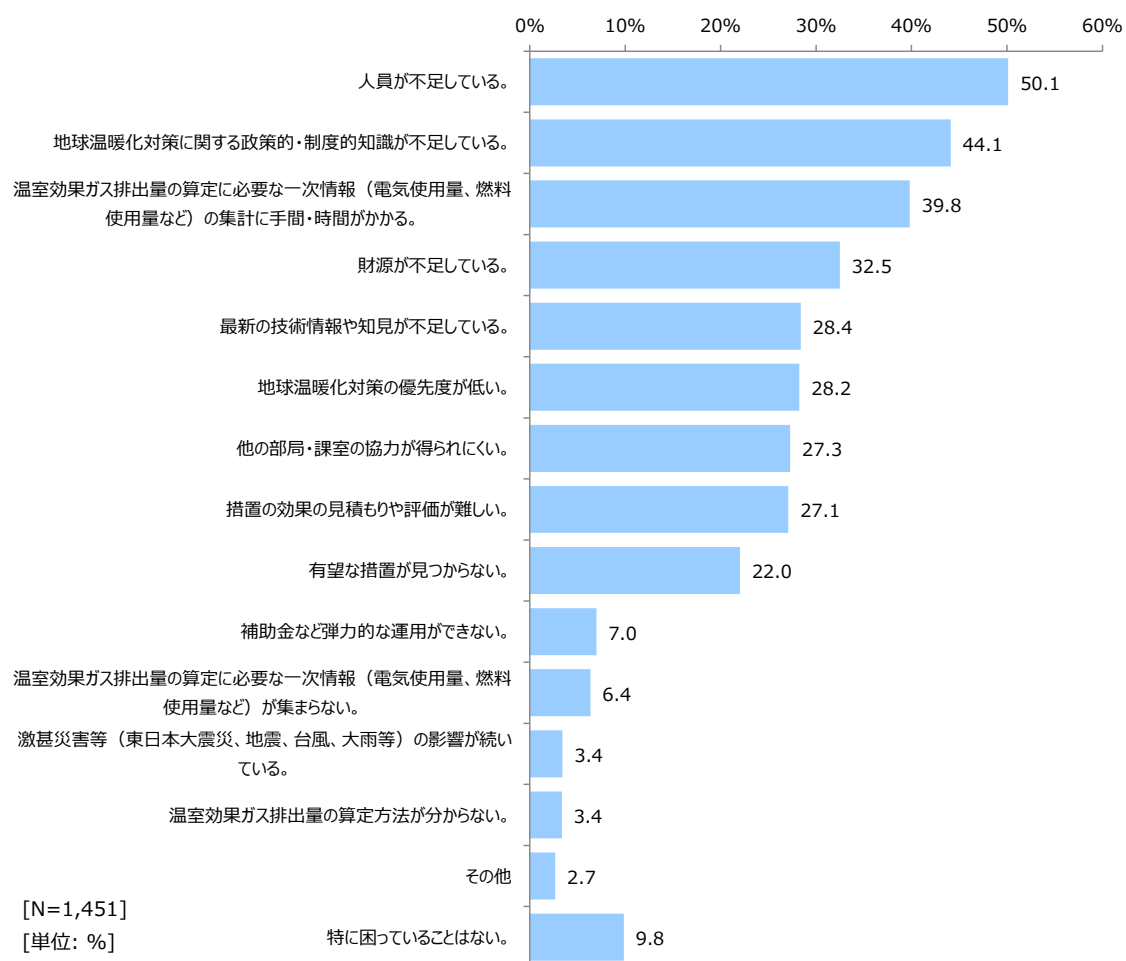
図表 19 事務事業編における点検の対象



3) 事務事業編の推進過程で困っていること

事務事業編の点検を行っている団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(50.1%) が最も多く、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(44.1%)、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」(39.8%)、「財源が不足している。」(32.5%)、「最新の技術情報や知見が不足している。」(28.4%) と続く。

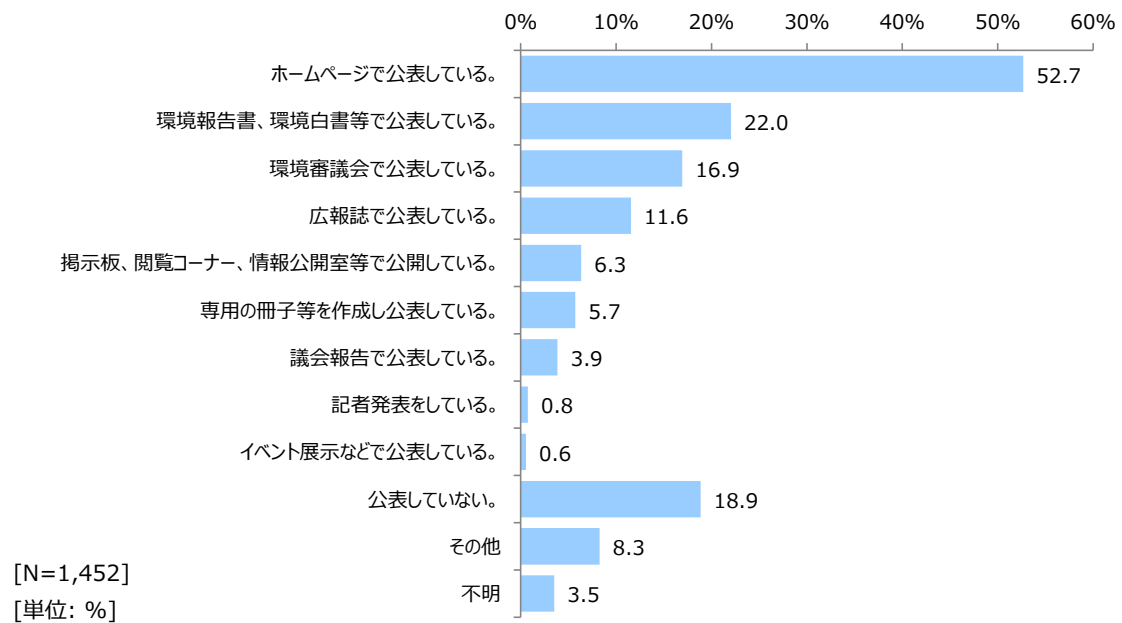
図表 20 事務事業編の推進過程で困っていること



4) 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

事務事業編の点検を行っている団体における事務事業編の点検結果・評価の公表方法は、「ホームページで公表している。」(52.7%) が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(22.0%)、「公表していない。」(18.9%)、「環境審議会で公表している。」(16.9%)、「広報誌で公表している。」(11.6%) と続く。

図表 21 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

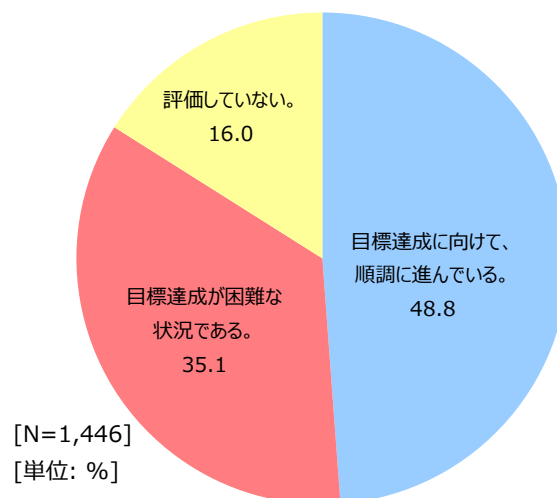


5) 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局の評価については、事務事業編の点検を行っているという回答した団体の 48.8%が「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答しており、昨年度の 47.1%より 1.7%増加した。

一方、事務事業編の点検を行っているという回答した団体の 35.1%が「目標達成が困難な状況である。」と回答しており、昨年度の 29.7%より 5.4%増加した。

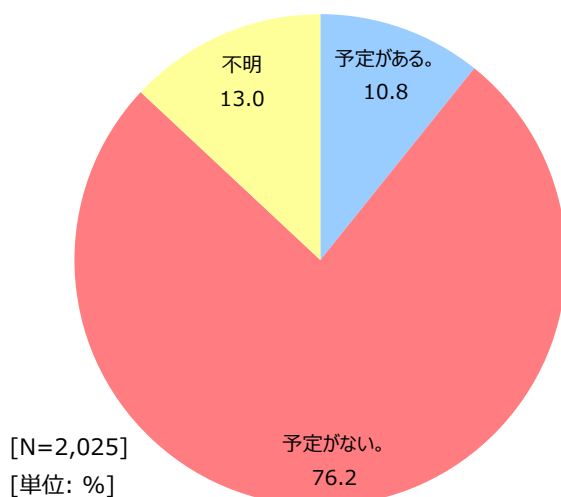
図表 22 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価



6) 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無

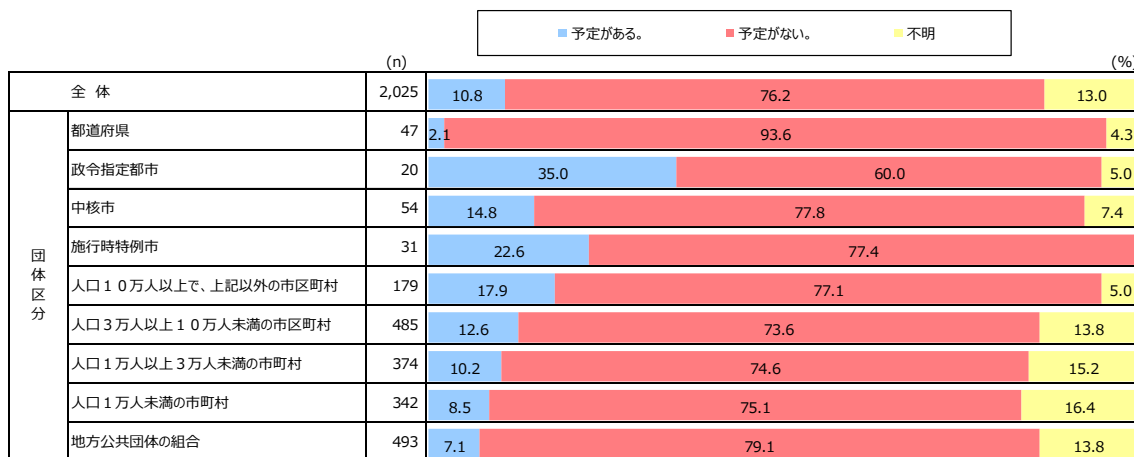
事務事業編を策定済みの団体のうち、中間見直しの予定がある団体は 10.8% である。

図表 23 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無



地方公共団体の区分別に見ると、中間見直しの「予定がある。」と回答した団体が相対的に多いのは、政令指定都市及び施行時特例市である。

図表 24 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無
【団体区分別】

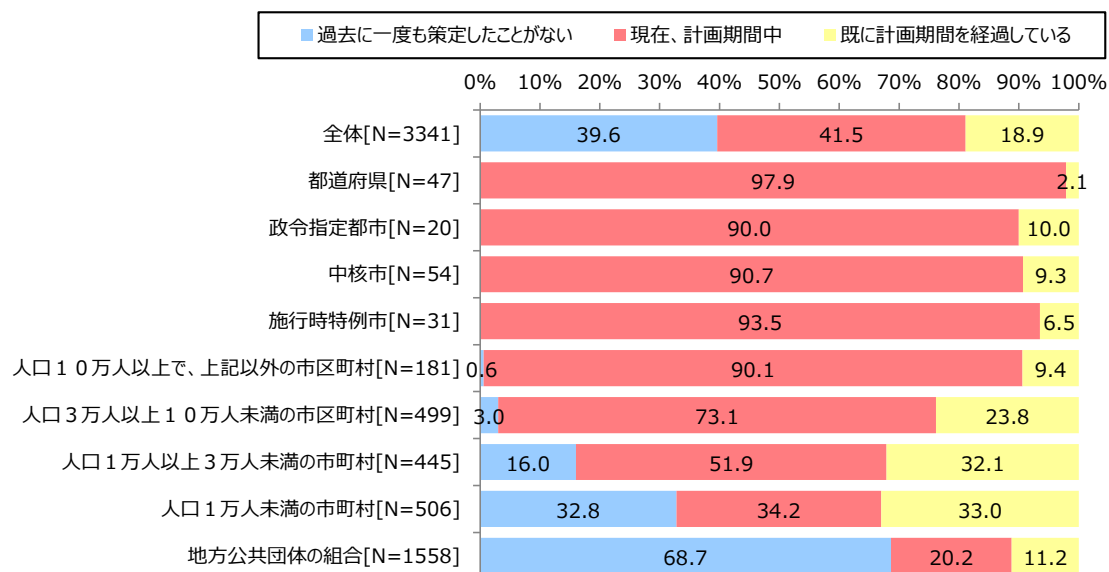


（４）Act

１） 計画期間終了後の円滑な改定

回答団体全体を対象に、地方公共団体の区分別に、最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定状況を見ると、都道府県及び人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）においては策定済み団体のほとんどが計画期間中であるのに対し、それより規模の小さい市町村（特別区含む。）では計画期間終了後の円滑な改定が行われていない。

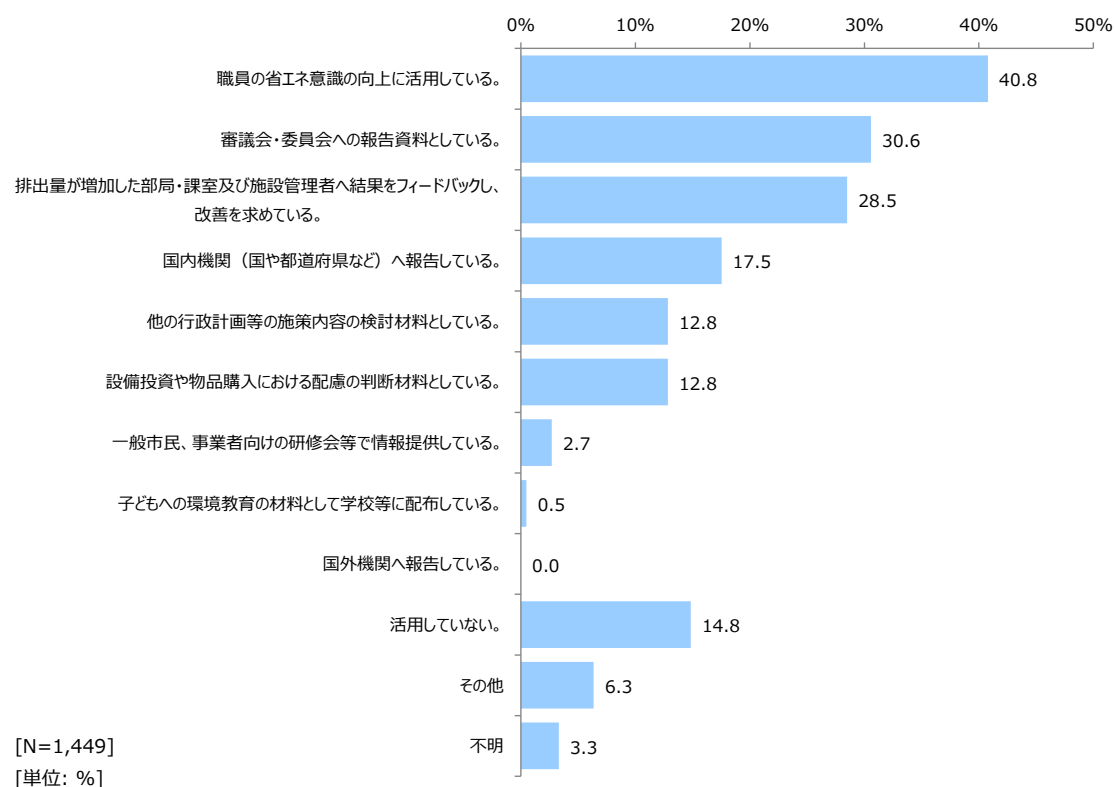
図表 25 事務事業編の策定・改定の状況



2) 点検結果の活用

事務事業編の点検を行っている団体における点検結果の公表以外の取り扱いとしては、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」(40.8%)が最も多く、「審議会・委員会への報告資料としている。」(30.6%)、「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」(28.5%)、「国内機関(国や都道府県など)へ報告している。」(17.5%)、「活用していない。」(14.8%)と続く。

図表 26 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い



3. 地方公共団体実行計画（区域施策編）

（1）Plan

1) 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

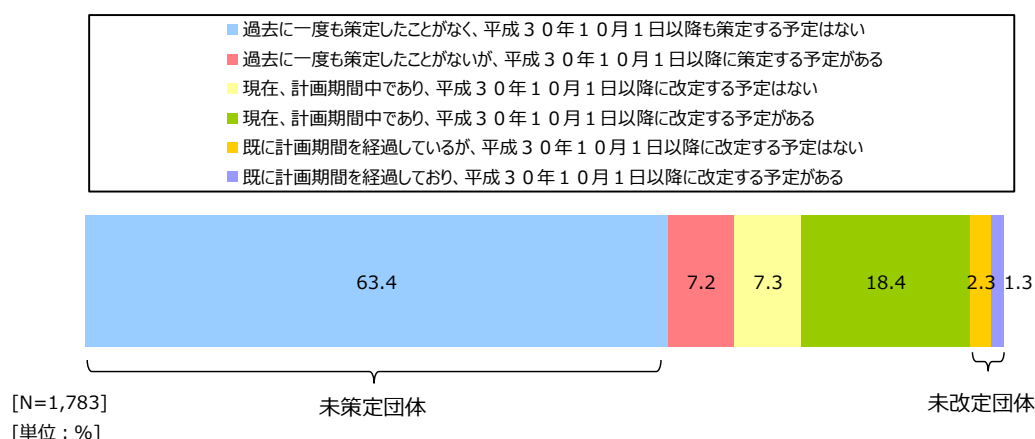
都道府県・市町村（特別区含む。）において、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、全体の25.7%である。

全体の70.6%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、全体の7.2%は今後策定予定があると回答しているが、63.4%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の3.6%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、全体の1.3%は今後改定予定があると回答しているが、2.3%は改定する予定がないと回答している。

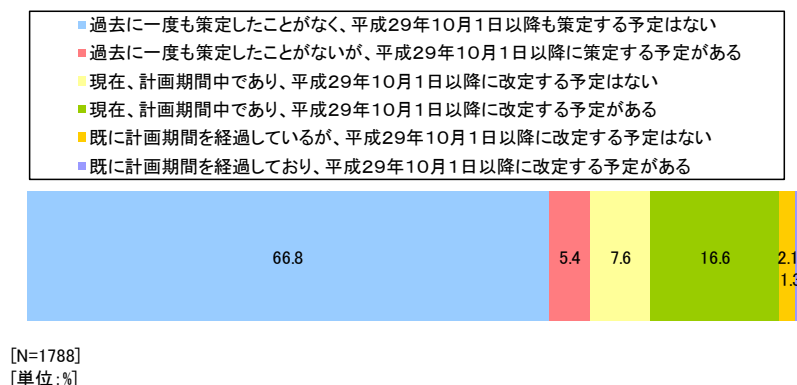
なお、未策定団体は昨年度の72.2%から1.6%減少、未改定団体は昨年度の3.4%から0.2%増加した。

図表 27 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



図表 28 平成29年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

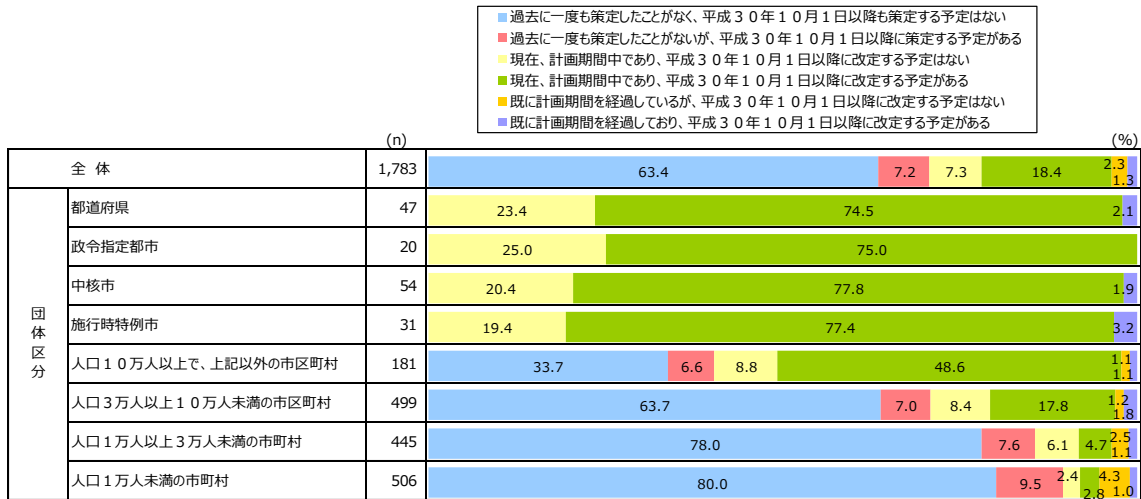
【昨年度調査】



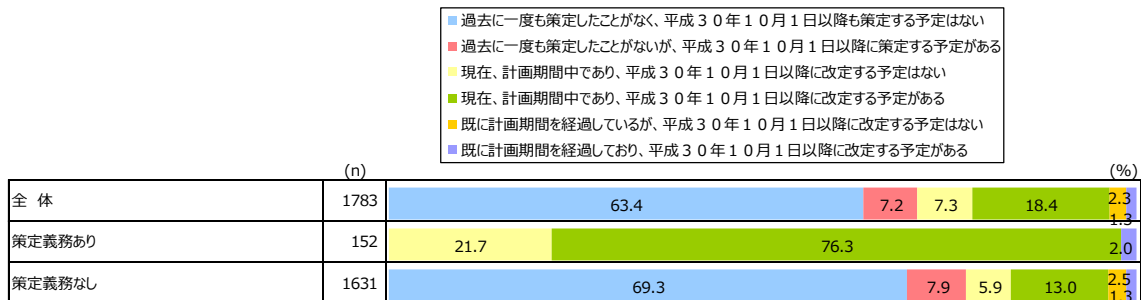
地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、都道府県、中核市、施行時特例市でそれぞれ1団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市町村（特別区含む。）の59.7%、人口3万人以上10万人未満の市町村（特別区含む。）の29.3%、人口1万人以上3万人未満の市町村の14.4%、人口1万人未満の市町村の10.5%が計画を策定している。

図表 29 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【団体区分別】



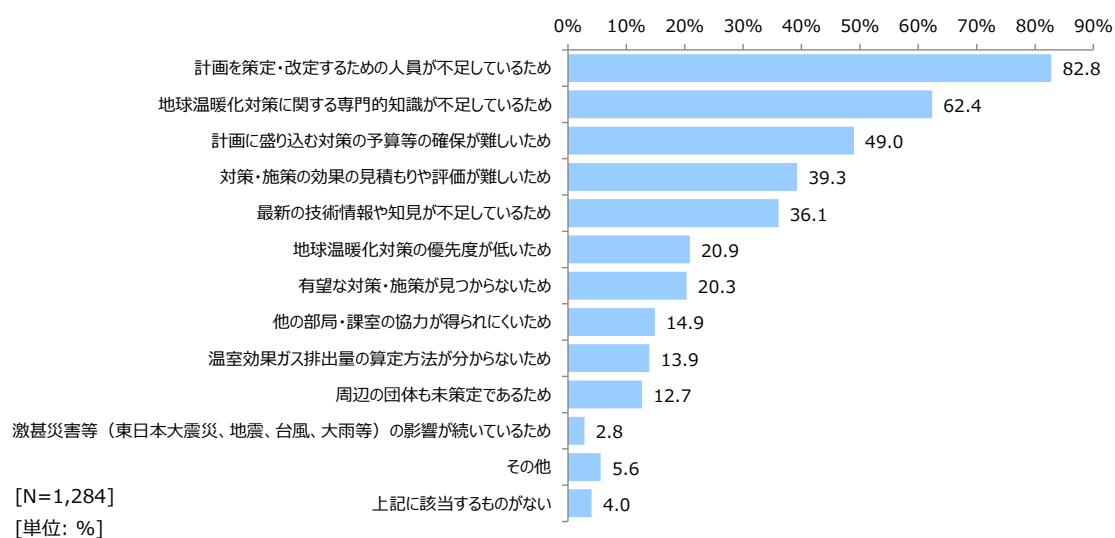
図表 30 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【策定義務の有無別】



2) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」(82.8%) が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」(62.4%) 「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」(49.0%)、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため。」(39.3%)、「最新の技術情報や知見が不足しているため。」(36.1%) と続く。

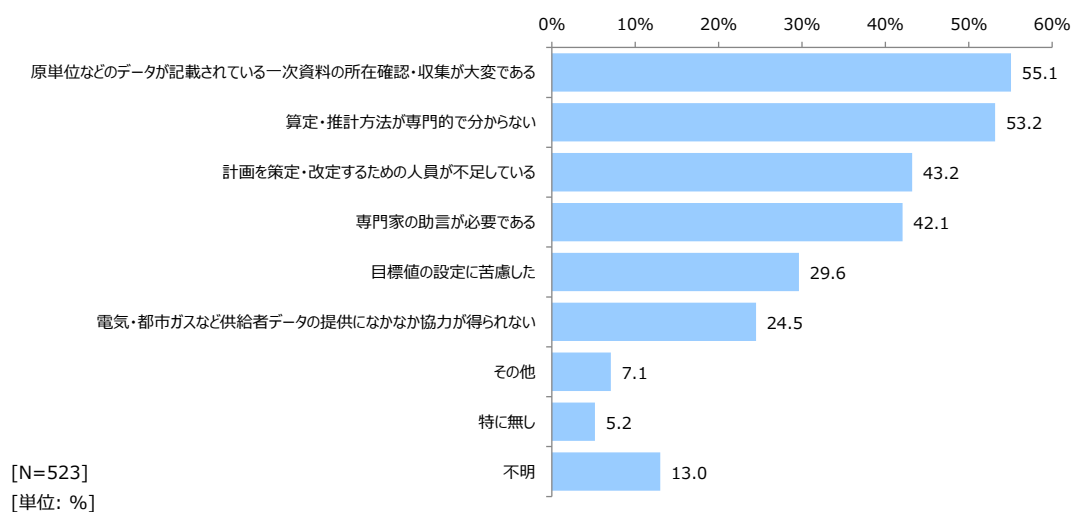
図表 31 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



3) 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量の算定で困難だったこととしては、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」(55.1%) が最も多く、「算定・推計方法が専門的で分からない。」(53.2%)、「計画を策定・改定するための人員が不足している。」(43.2%)、「専門家の助言が必要である。」(42.1%) と続く。

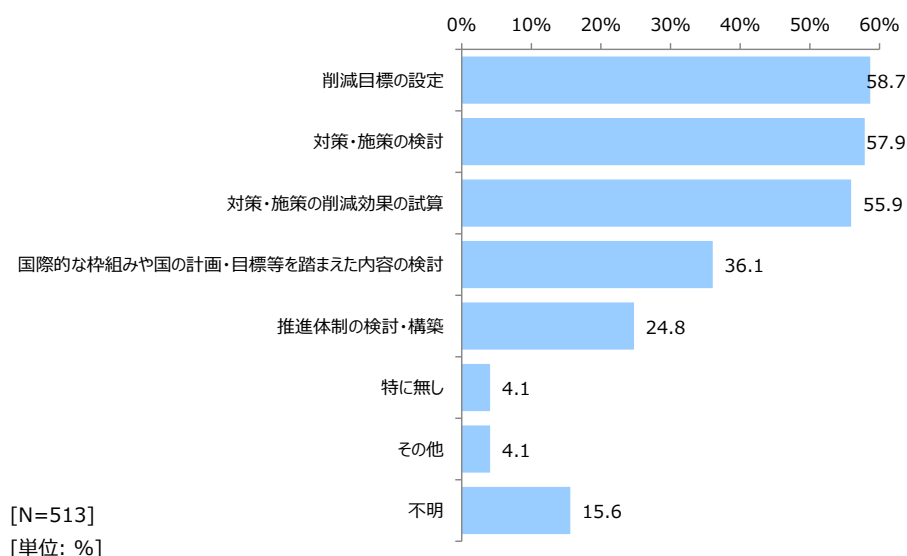
図表 32 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと



4) 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、その策定又は改定の過程で困難だったこととしては、「削減目標の設定」(58.7%) が最も多く、「対策・施策の検討」(57.9%)、「対策・施策の削減効果の試算」(55.9%) と続く。

図表 33 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

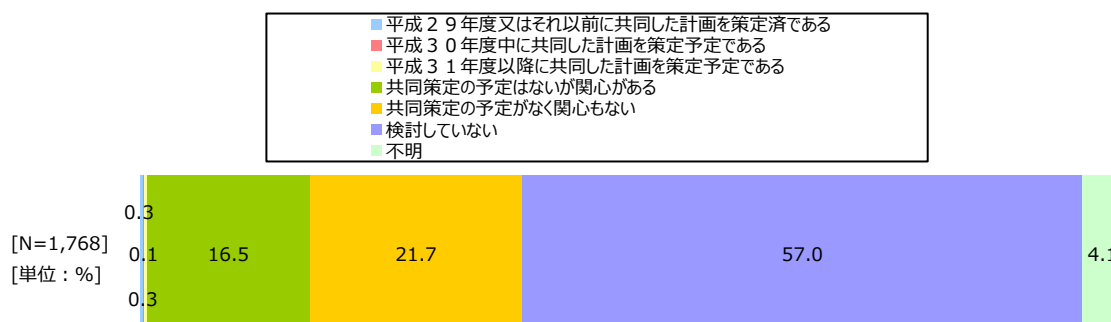


5) 区域施策編の共同策定の検討状況

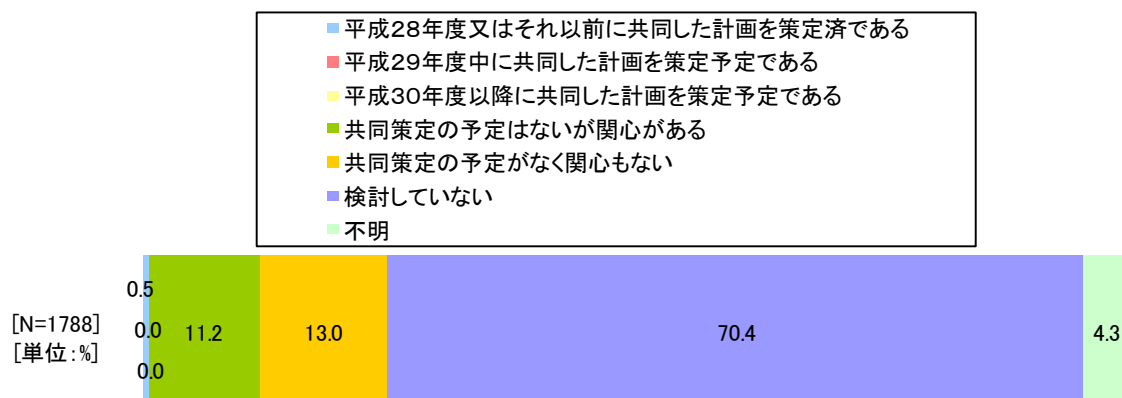
都道府県・市町村（特別区含む。）における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「検討していない。」（57.0%）が最も多く、「共同策定の予定がなく関心もない。」（21.7%）、「共同策定の予定はないが関心がある。」（16.5%）と続く。

なお、昨年度調査と比べ、策定済又は策定予定の団体は 0.5%から 0.7%に増加、「共同策定の予定はないが関心がある」団体は 11.2%から 16.5%に増加した。

図表 34 区域施策編の共同策定の検討状況

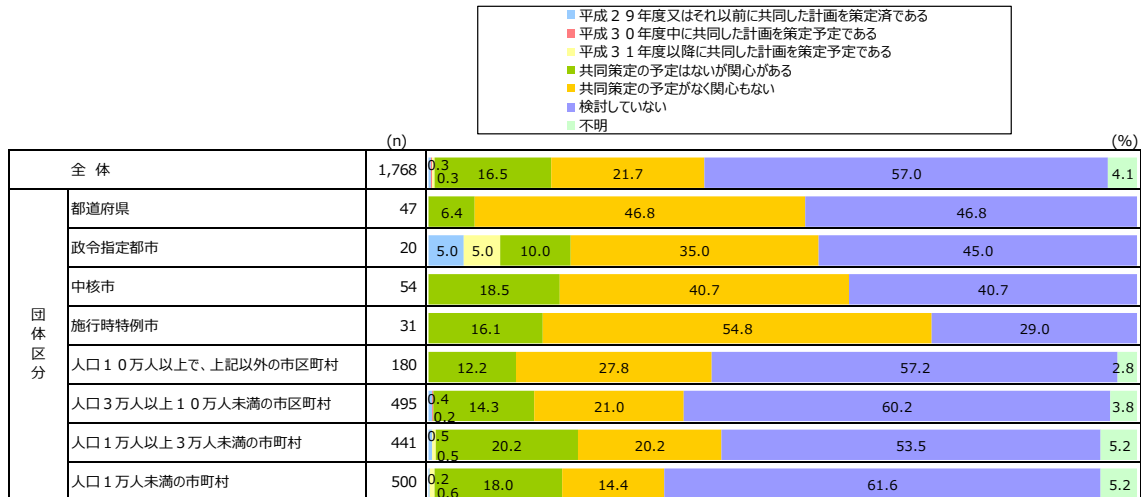


図表 35 区域施策編の共同策定の検討状況【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、人口1万人以上3万人未満の市町村、人口1万人未満の市町村は、他の区分に比べ、「共同策定の予定はないが関心がある。」の選択割合が高く、20%前後の団体が選択している。

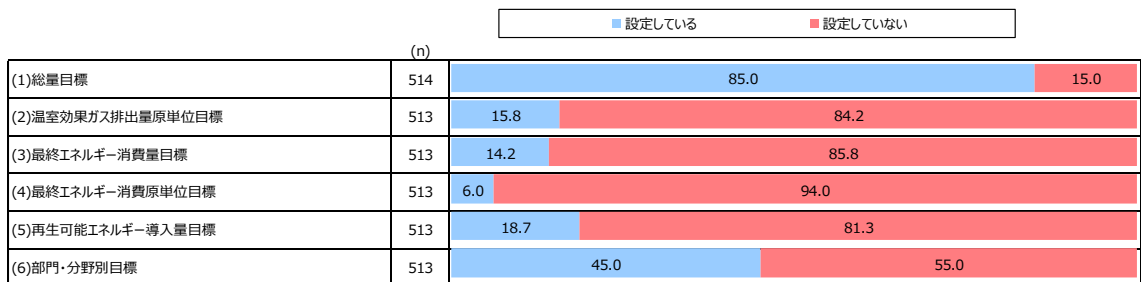
図表 36 区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】



6) 区域施策編における直近の目標設定の有無

区域施策編を策定済みの団体において、設定している目標の種類を、設定している団体が多い順に並べると、「総量目標」(85.0%)、「部門・分野別目標」(45.0%)、「再生可能エネルギー導入量目標」(18.7%)、「温室効果ガス排出量原単位目標」(15.8%)、「最終エネルギー消費量目標」(14.2%)、「最終エネルギー消費原単位目標」(6.0%)の順となる。

図表 37 区域施策編における直近の目標設定の有無

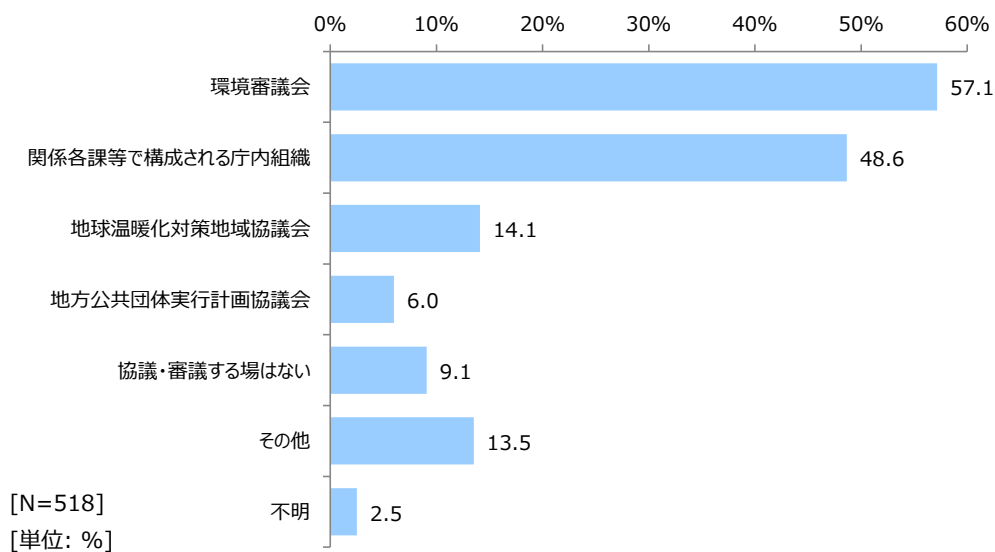


(2) Do

1) 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」(57.1%)が最も多く、「関係各課等で構成される庁内組織」(48.6%)、「地球温暖化対策地域協議会」(14.1%)と続く。

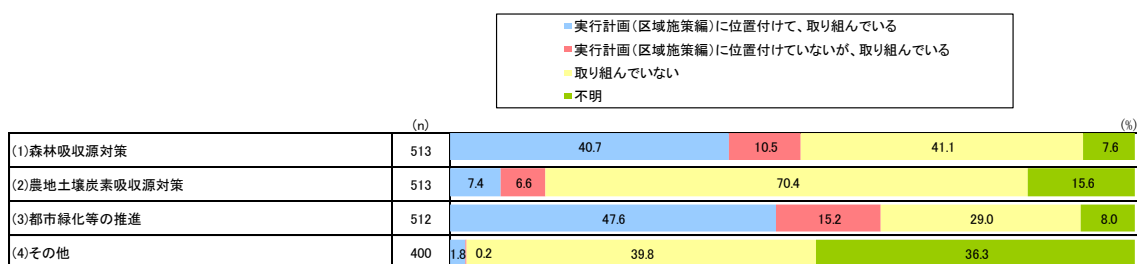
図表 38 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場



2) 吸収源対策の取組状況

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体における吸収源対策の取組状況は、「都市緑化等の推進」については 47.8%の団体が、「森林吸収源対策」については 40.7%の団体が、区域施策編に位置づけて取り組んでいる。

図表 39 吸収源対策の取組状況 (区域施策編策定済団体のみ)

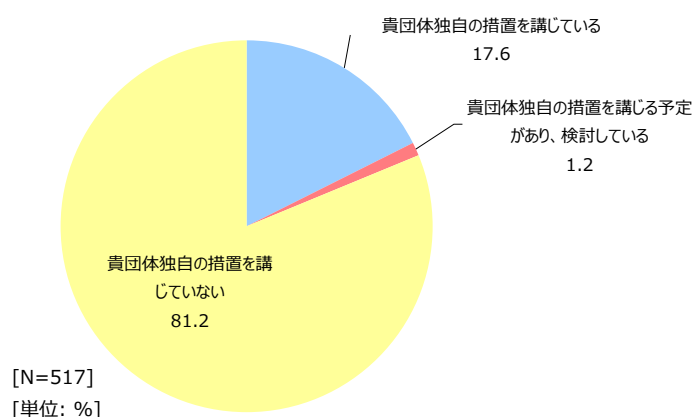


3) 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置について「団体独自の措置を講じている」団体は17.6%（昨年度の22.1%から4.5%減少）、「団体独自の措置を講じる予定があり、検討している」団体は1.2%（昨年度の1.0%から0.2%増加）である。

なお、昨年度より減少幅が大きいのは、今年度の設問では「団体独自の措置」に限定しているためと考えられる。

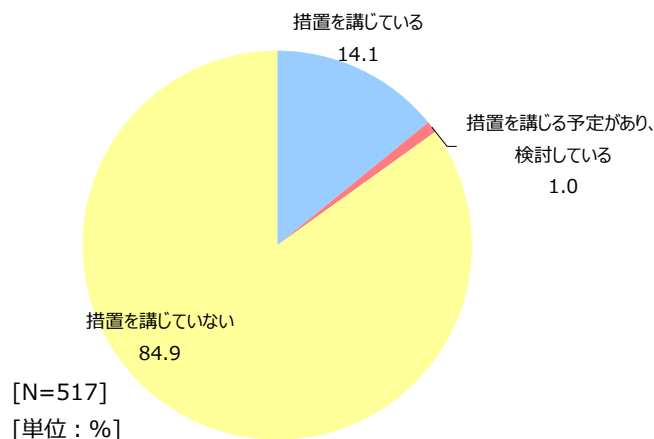
図表 40 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置
(区域施策編策定済団体のみ)



4) 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置について「措置を講じている」団体は14.1%（昨年度の15.2%から1.1%減少）、「措置を講じる予定があり、検討している」団体は1.0%（昨年度の1.8%から0.8%減少）である。

図表 41 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置
(区域施策編策定済団体のみ)

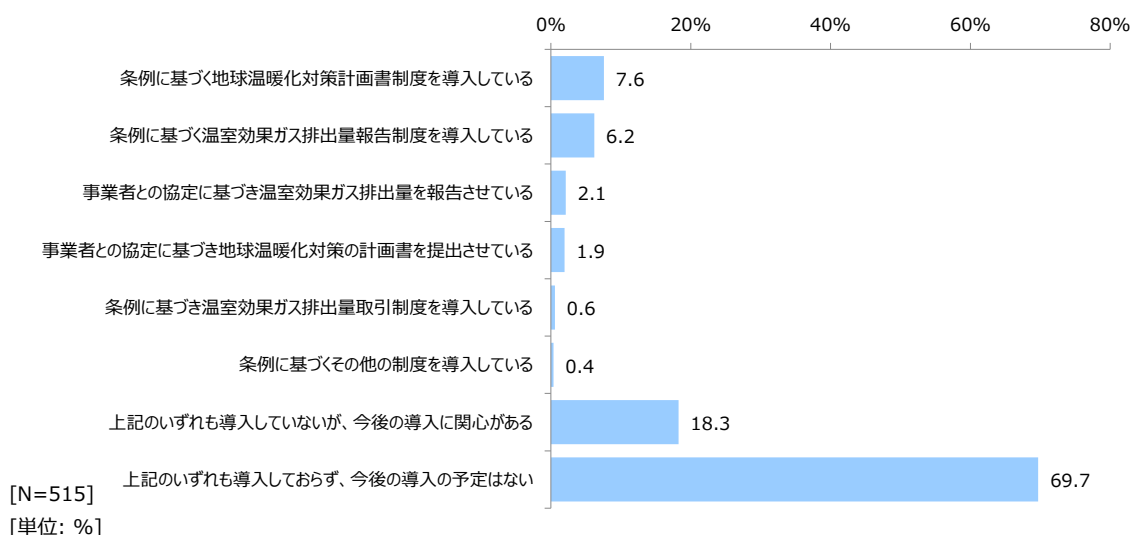


5) 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」が7.6%（昨年度の7.7%から0.1%減少）、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している。」が6.2%（昨年度の6.3%から0.1%減少）、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。」が2.1%（昨年度の2.8%から0.7%減少）、「事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。」が1.9%（昨年度の2.2%から0.3%減少）となっている。

また、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体は全体の18.3%（昨年度の16.2%から2.1%増加）である。

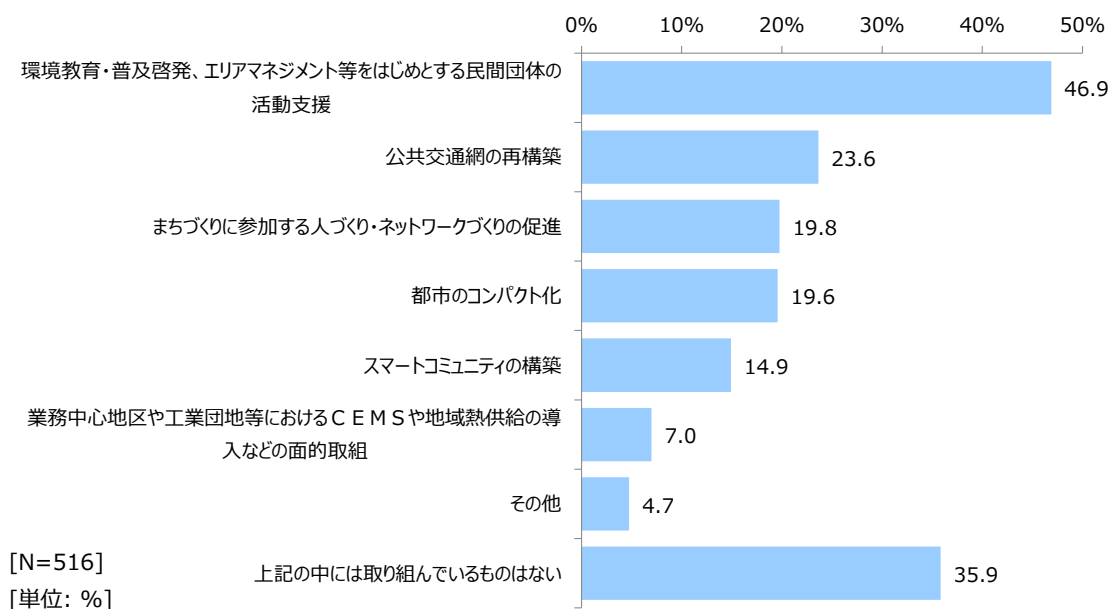
図表 42 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
（区域施策編策定済団体のみ）



6) 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」が46.9%（昨年度の47.2%から0.3%減少）と最も多く、「公共交通網の再構築」が23.6%（昨年度の21.9%から1.7%増加）、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」が19.8%（昨年度の18.6%から1.2%増加）、「都市のコンパクト化」が19.6%（昨年度の19.2%から0.4%増加）と多くなっている。

図表 43 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの（区域施策編策定済団体のみ）

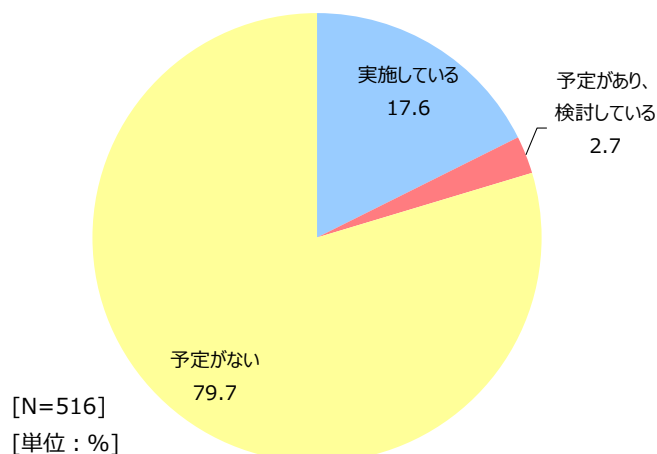


7) 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業

①取組状況

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している」団体は 17.6%（昨年度の 16.0%から 1.6%増加）、「予定があり、検討している」団体は 2.7%（昨年度の 3.8%から 1.1%減少）である。

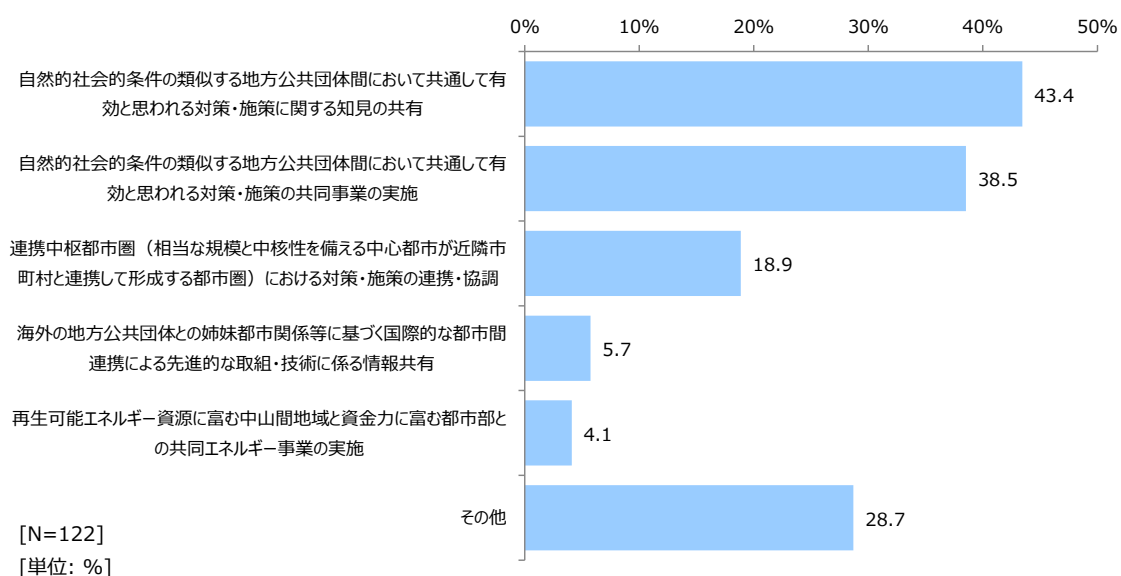
図表 44 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況(区域施策編策定済団体のみ)



②取組内容

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業に取り組んでいると回答した団体の取組内容としては、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有」（43.4%）が最も多く、これに「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施」（38.5%）が続く。

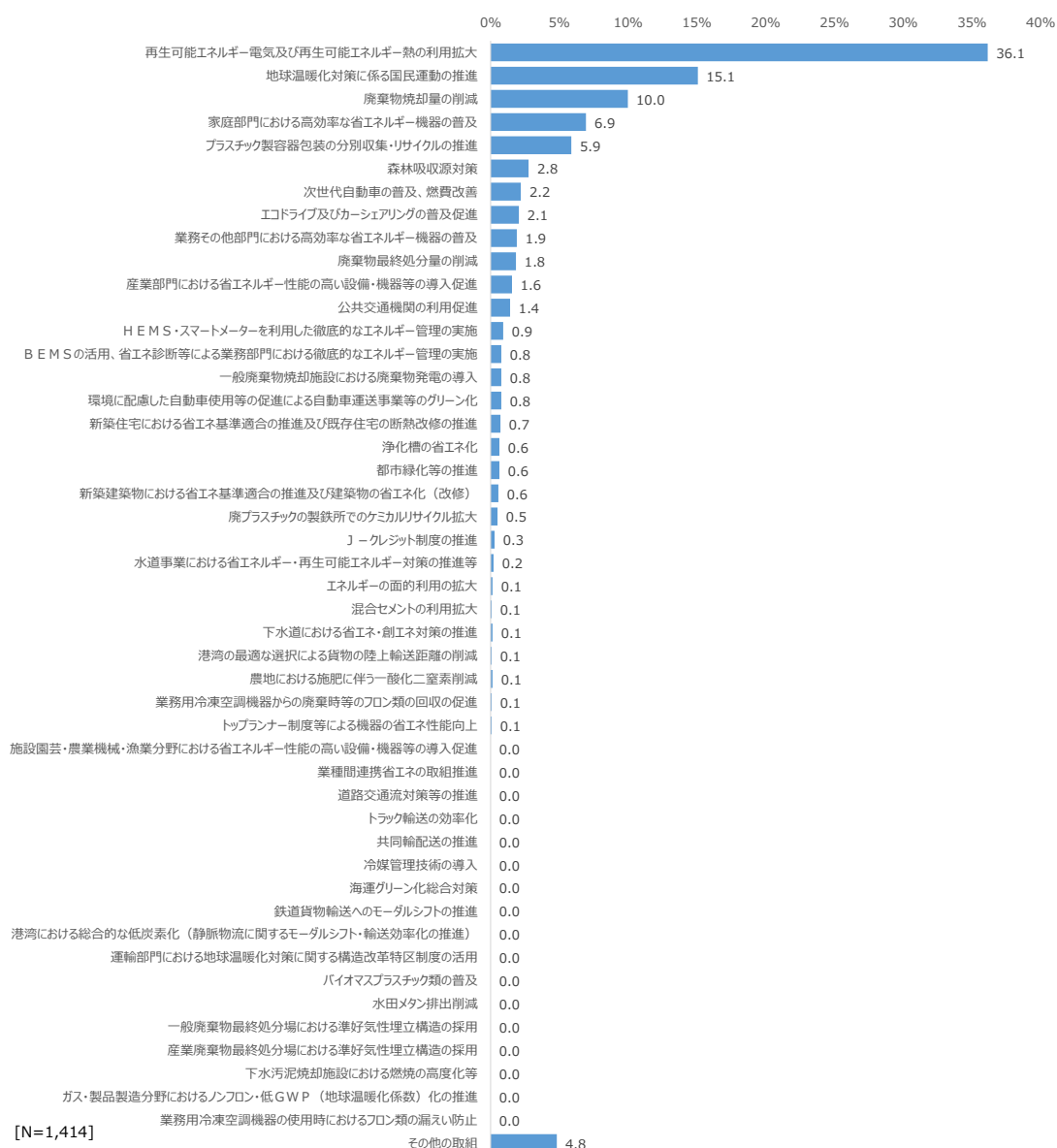
図表 45 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容



8) 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策としては、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」（36.1%）が最も多く、「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」（15.1%）、「廃棄物焼却量の削減」（10.0%）、「家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及」（6.9%）、「プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進」（5.9%）と続く。

図表 46 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策

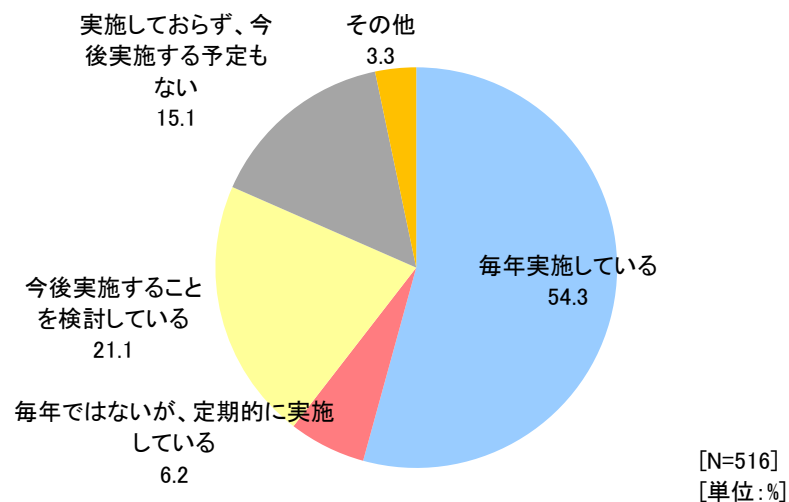


(3) Check

1) 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握

区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している。」(54.3%)と「毎年ではないが、定期的に実施している。」(6.2%)を合わせ、6割を超える団体が点検を実施している。

図表 47 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や
対策・施策の効果の把握



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体ではほとんどが「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市町村（特別区含む。）では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下する。

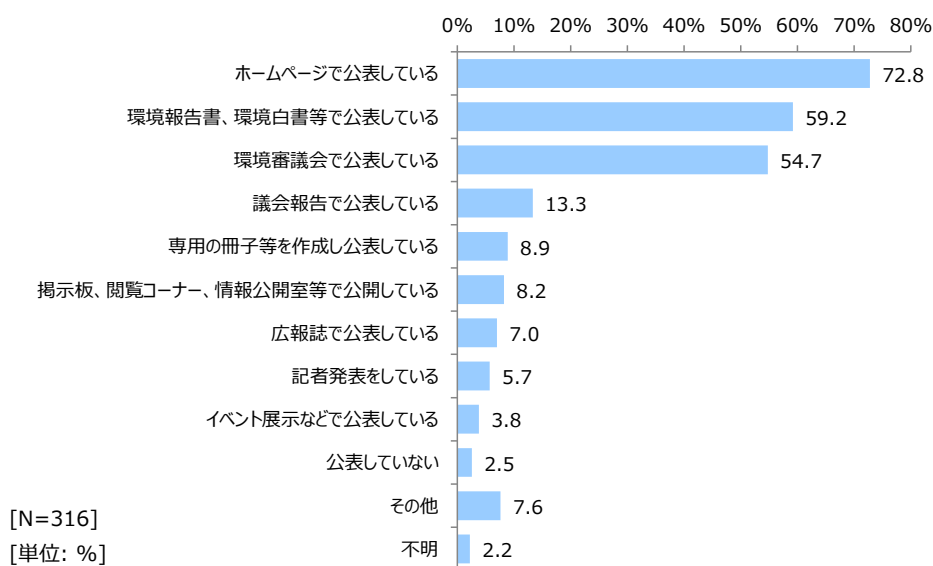
図表 48 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果
の把握【団体区分別】

		(n)	(%)				
全体		516	毎年実施している	毎年ではないが、定期的に実施している	今後実施することを検討している	実施しておらず、今後実施する予定もない	その他
団体区分	都道府県	47	97.9	2.1			
	政令指定都市	20	95.0	5.0			
	中核市	54	92.6	3.7	1.9		
	施行時特例市	31	100.0				
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	107	58.9	6.5	22.4	8.4	3.7
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	147	37.4	9.5	29.3	19.0	4.8
	人口1万人以上3万人未満の市町村	60	15.0	11.7	33.3	35.0	5.0
	人口1万人未満の市町村	50	14.0	4.0	38.0	38.0	6.0

2) 区域施策編の進捗評価結果の公表方法

区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価結果の公表方法としては、「ホームページで公表している。」(72.8%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(59.2%)、「環境審議会で公表している。」(54.7%)と続く。

図表 49 区域施策編の進捗評価結果の公表方法

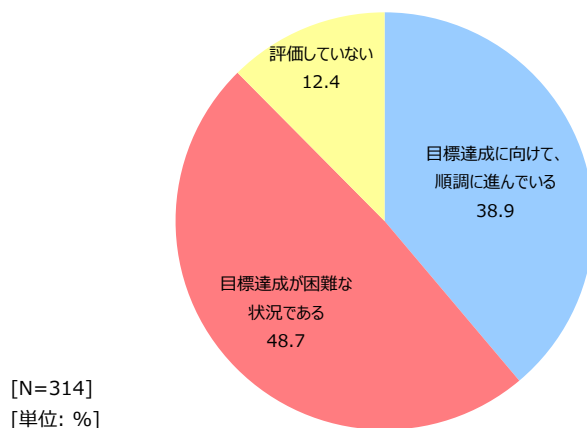


3) 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

区域施策編の進捗評価を行っている団体における直近の進捗評価結果に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は全体の 38.9%で、昨年度の 24.3%から 14.6%増加した。

一方、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体は全体の 48.7%で、昨年度の 48.5%から 0.2%増加した。

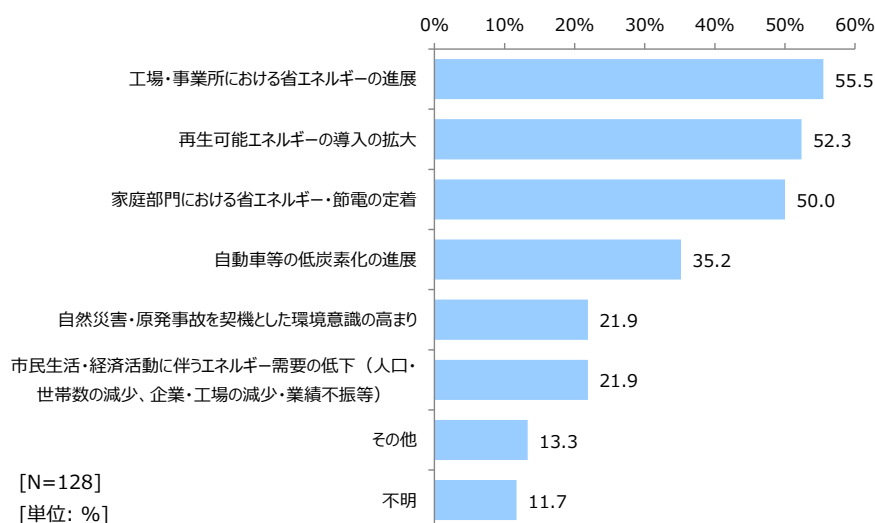
図表 50 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価



4) <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主要因

区域施策編の進捗について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体において、その主要因としては、「工場・事業所における省エネルギーの進展」(55.5%) が最も多く、「再生可能エネルギーの導入の拡大」(52.3%)、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」(50.0%) と続く。

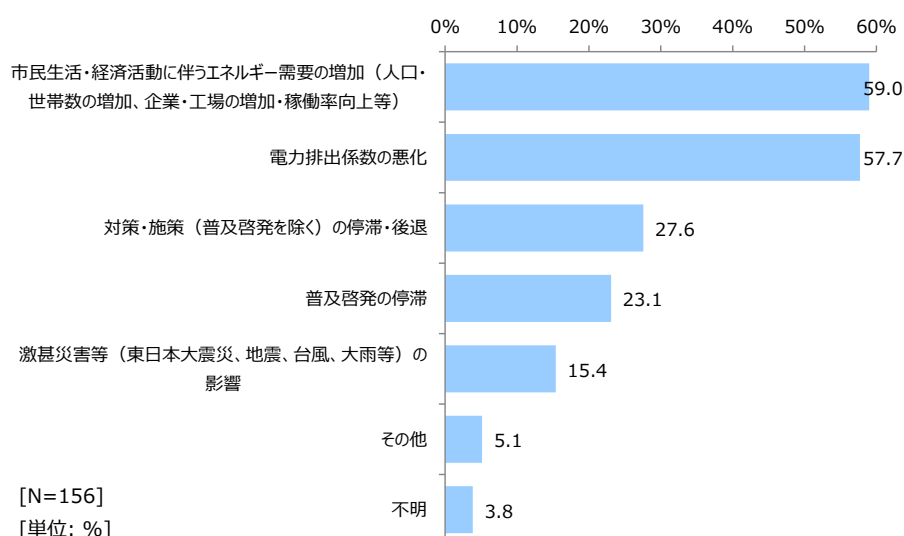
図表 51 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主要因



5) <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主要因

区域施策編の進捗について、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体において、その主要因としては、回答団体全体では、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）」(59.0%) が最も高く、「電力排出係数の悪化」(57.7%)、「対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退」(27.6%) と続く。

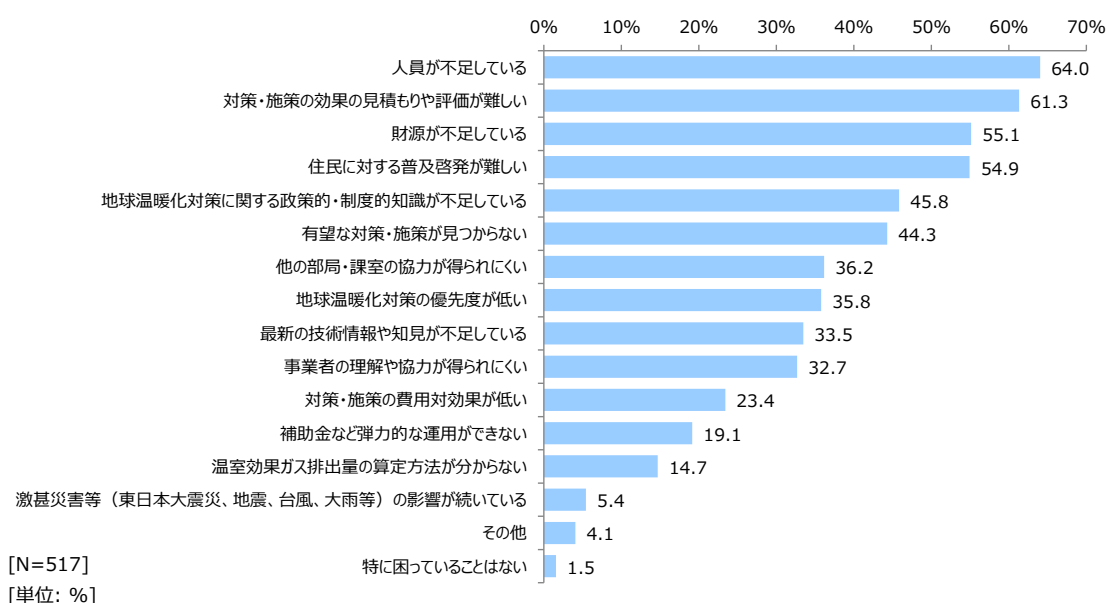
図表 52 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、
回答した状況に至った主な要因



6) 区域施策編の推進過程で困っていること

区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(64.0%) が最も多く、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい。」(61.3%)、「財源が不足している。」(55.1%)、「住民に対する普及啓発が難しい。」(54.9%)、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(45.8%) と続く。

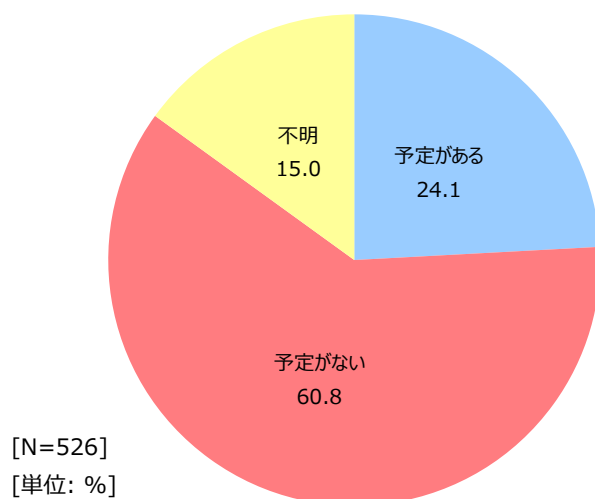
図表 53 区域施策編の推進過程で困っていること



7) 区域施策編の中間見直しの予定の有無

区域施策編を策定済みの団体において、中間見直しの「予定がある」団体は24.1%、「予定がない」団体は60.8%である。

図表 54 区域施策編の中間見直しの予定の有無



地方公共団体の区分別に見ると、中間見直しの予定がある団体の割合が最も高いのは施行時特例市（35.5%）で、中核市（35.2%）、政令指定都市（35.0%）と続く。

図表 55 区域施策編の中間見直しの予定の有無【団体区分別】

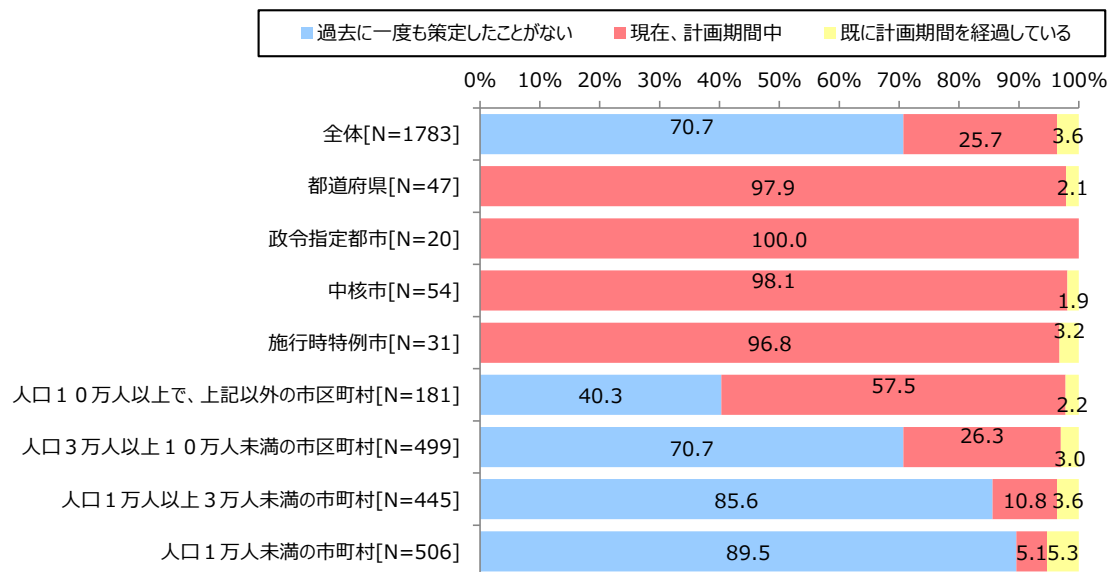
		(n)	予定がある 予定がない 不明			(%)
全 体		526	24.1	60.8	15.0	
団 体 区 分	都道府県	47	25.5	68.1	6.4	
	政令指定都市	20	35.0	65.0		
	中核市	54	35.2	57.4	7.4	
	施行時特例市	31	35.5	58.1	6.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	108	27.8	62.0	10.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	148	24.3	60.1	15.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	63	11.1	57.1	31.7	
	人口1万人未満の市町村	55	9.1	61.8	29.1	

（４）Act

１） 計画期間終了後の円滑な改定

都道府県・市町村（特別区含む。）について、地方公共団体の区分別に、最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定状況を見ると、都道府県及び施行時特例市以上の市においては策定済み団体のほとんどが計画期間中である。それより規模の小さい市町村（特別区含む。）ではそもそも計画を策定していない団体が多い。

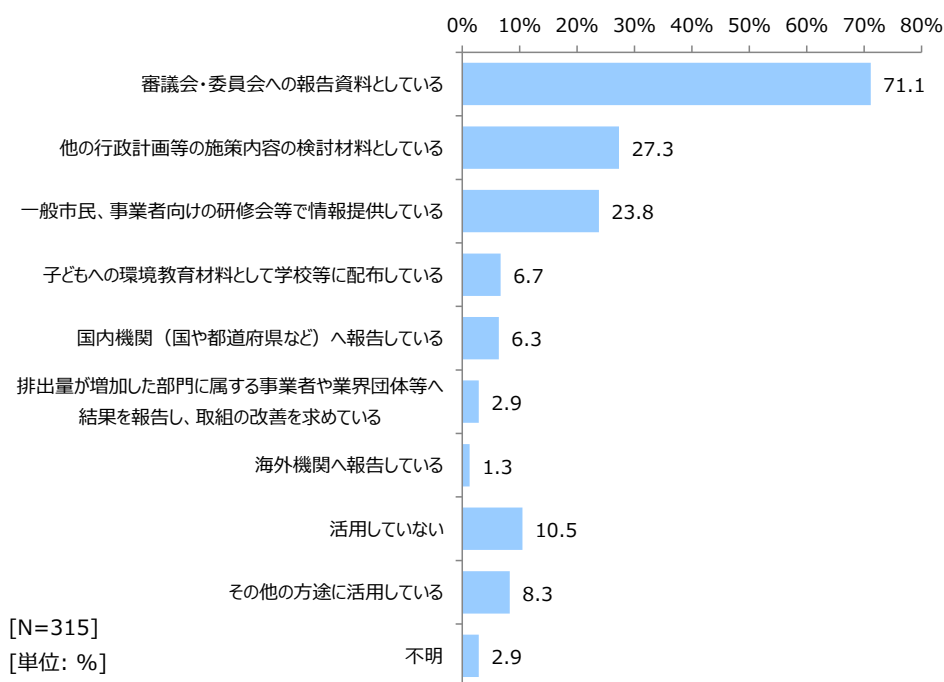
図表 56 区域施策編の策定・改定の状況



2) 点検結果の活用

区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価結果の公表以外の取り扱いとしては、「審議会・委員会への報告資料としている。」(71.1%)が最も多く、「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。」(27.3%)、「一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。」(23.8%)と続く。

図表 57 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い



4. テーマ別分析

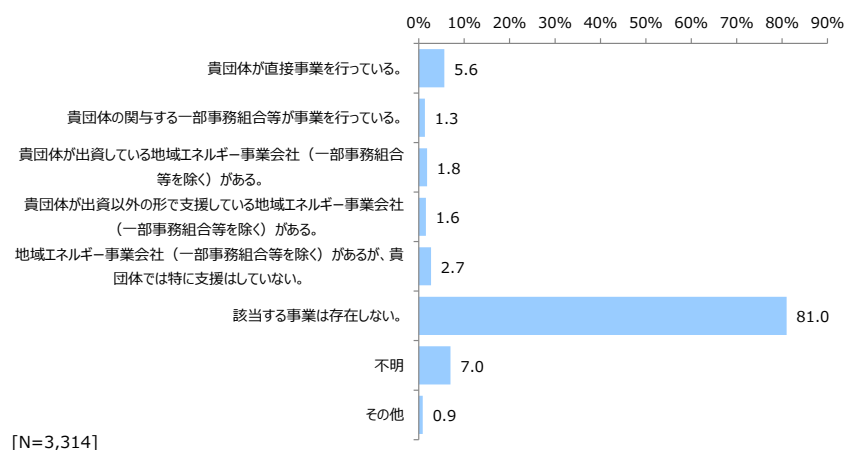
(1) 地域エネルギー事業の実施状況

1) 地域エネルギー事業の取組状況

地域エネルギー事業の取組状況は、回答団体全体では、「該当する事業は存在しない。」(81.0%) が最も多く、地域エネルギー事業に取り組んでいない団体が大部分を占めている。

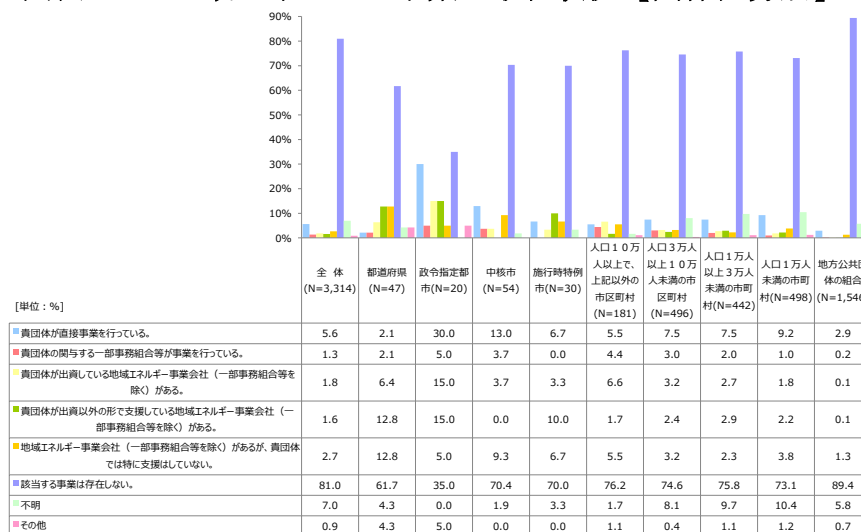
地域エネルギー事業の取組内容としては、「貴団体が直接事業を行っている。」(5.6%) が最も多く、次いで「地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、貴団体では特に支援はしていない。」(2.7%) が多い。

図表 58 地域エネルギー事業の取組状況



地方公共団体の区分別に見ると、地域エネルギー事業の実施率が最も高いのは政令指定都市である。

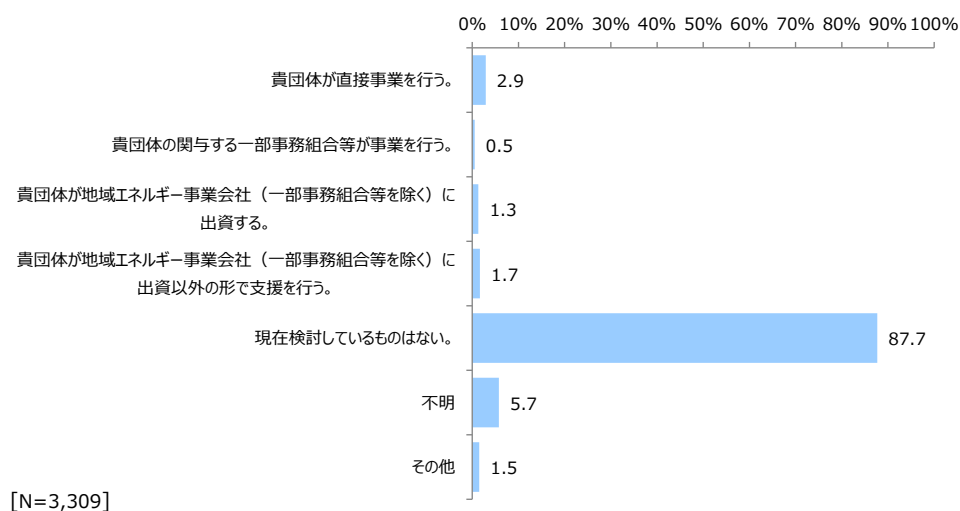
図表 59 地域エネルギー事業の取組状況【団体区分別】



2) 地域エネルギー事業の検討状況

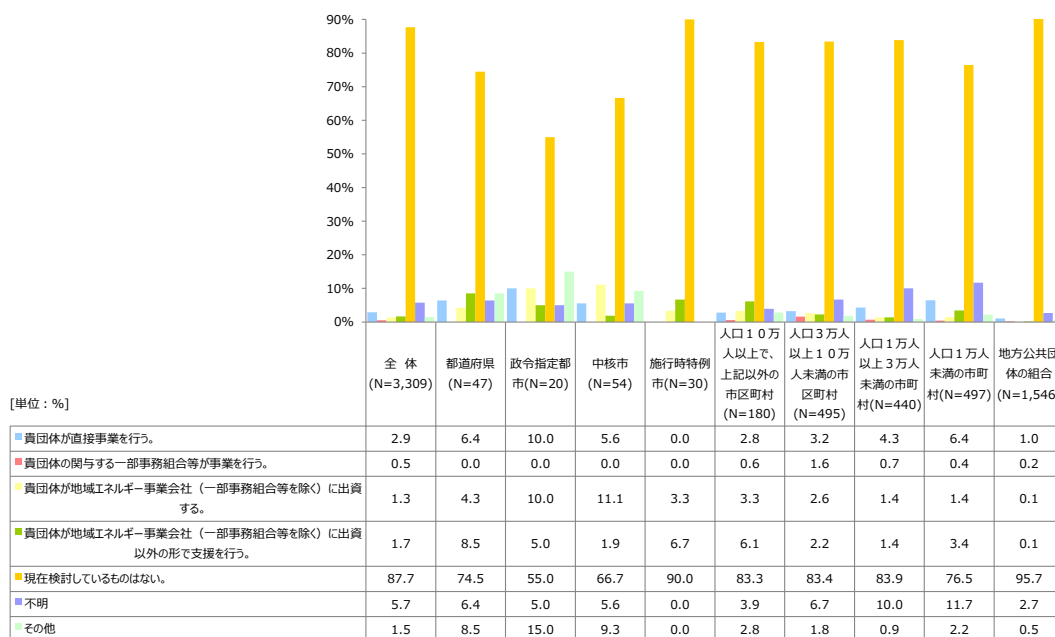
地域エネルギー事業の検討状況は、回答団体全体では、「現在検討しているものはない。」(87.7%)が多いが、「貴団体が直接事業を行う。」(2.9%)をはじめ、地域エネルギー事業を検討している団体も存在する。

図表 60 地域エネルギー事業の検討状況



地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市や中核市では、他の団体区分に比べると、地域エネルギー事業を検討している団体の割合が相対的に高い。それ以外の市町村（特別区含む。）に関しては、人口による違いはあまり見られない。

図表 61 地域エネルギー事業の検討状況【団体区分別】

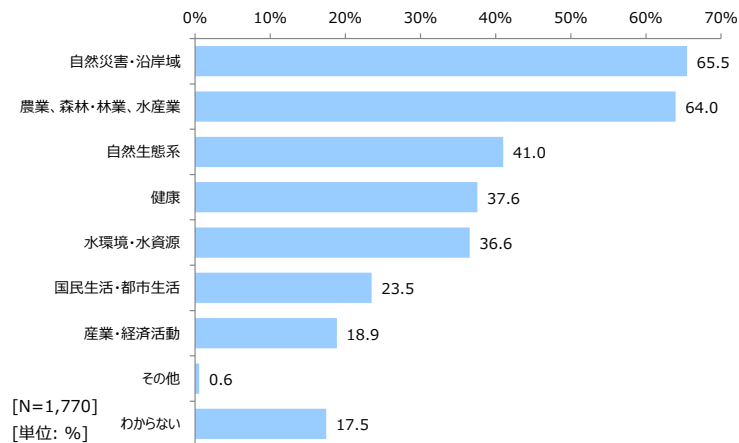


（２）気候変動適応に関する取組状況

１）気候変動の影響が懸念される分野

都道府県・市町村（特別区含む。）において、気候変動の影響が懸念される分野としては、「自然災害・沿岸域」（65.5%）が最も多く、「農業、森林・林業、水産業」（64.0%）、「自然生態系」（41.0%）、「健康」（37.6%）と続く。

図表 62 気候変動の影響が懸念される分野

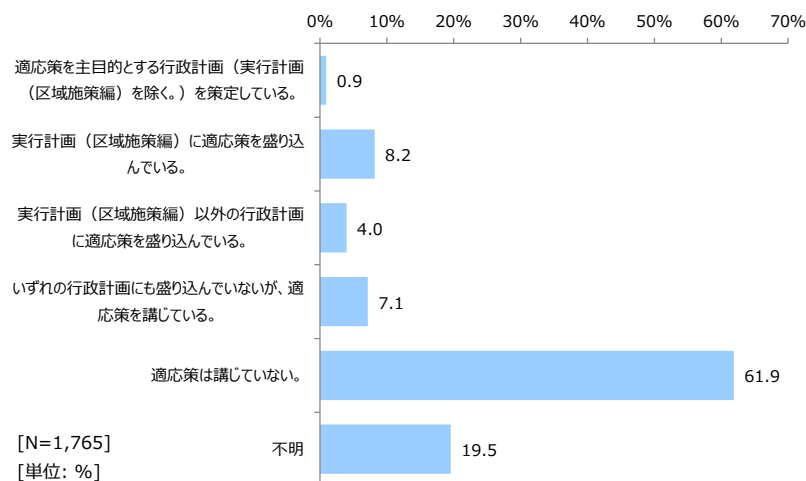


２）気候変動適応の取組状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動適応の取組状況としては、「適応策は講じていない。」（61.9%）が最も多い。

「実行計画（区域施策編）に適応策を盛り込んでいる。」は全体の 8.2%（昨年度の 6.8%から 1.4%増加）、「いずれの行政計画にも盛り込んでいないが、適応策を講じている。」は 7.1%（昨年度の 5.2%から 1.9%増加）、「適応策を主目的とする行政計画（実行計画（区域施策編）を除く。）を策定している。」は 0.9%（昨年度の 0.6%から 0.3%増加）となっている。

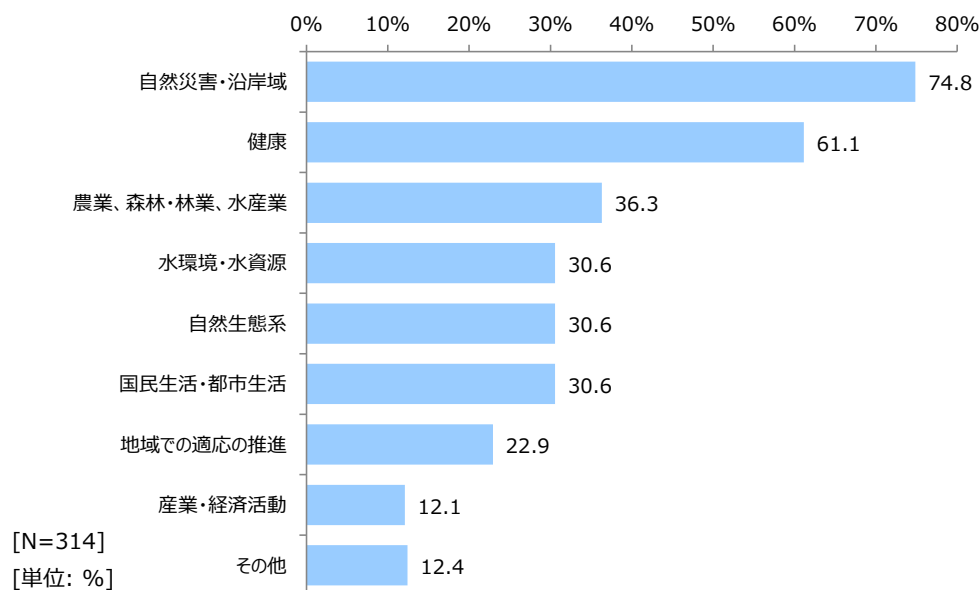
図表 63 気候変動適応の取組状況



3) 適応策の具体的な内容

計画に適応策を盛り込んでいるか、適応策を講じている団体において、その具体的な内容としては、「自然災害・沿岸域」(74.8%)が最も多く、「健康」(61.1%)、「農業、森林・林業、水産業」(36.3%)と続く。

図表 64 適応策の具体的な内容



4) 事業者や国民の気候変動適応を促進する取組の状況

計画に適応策を盛り込んでいるか、適応策を講じている団体における事業者や国民の気候変動適応を促進する取組の状況としては、「事業者や国民の気候変動適応を促進する取組は行っていない。」(50.6%)が最も高く、「HP等により情報提供している。」(35.8%)、「セミナー、説明会等を開催している。」(16.4%)と続く。

図表 65 気候変動適応を促進する取組の状況

